

590
81

農村社會事業志

梅野幸徳著

590-81
1200501525415




海野社會事業研究所長
龍谷大學文學部教授

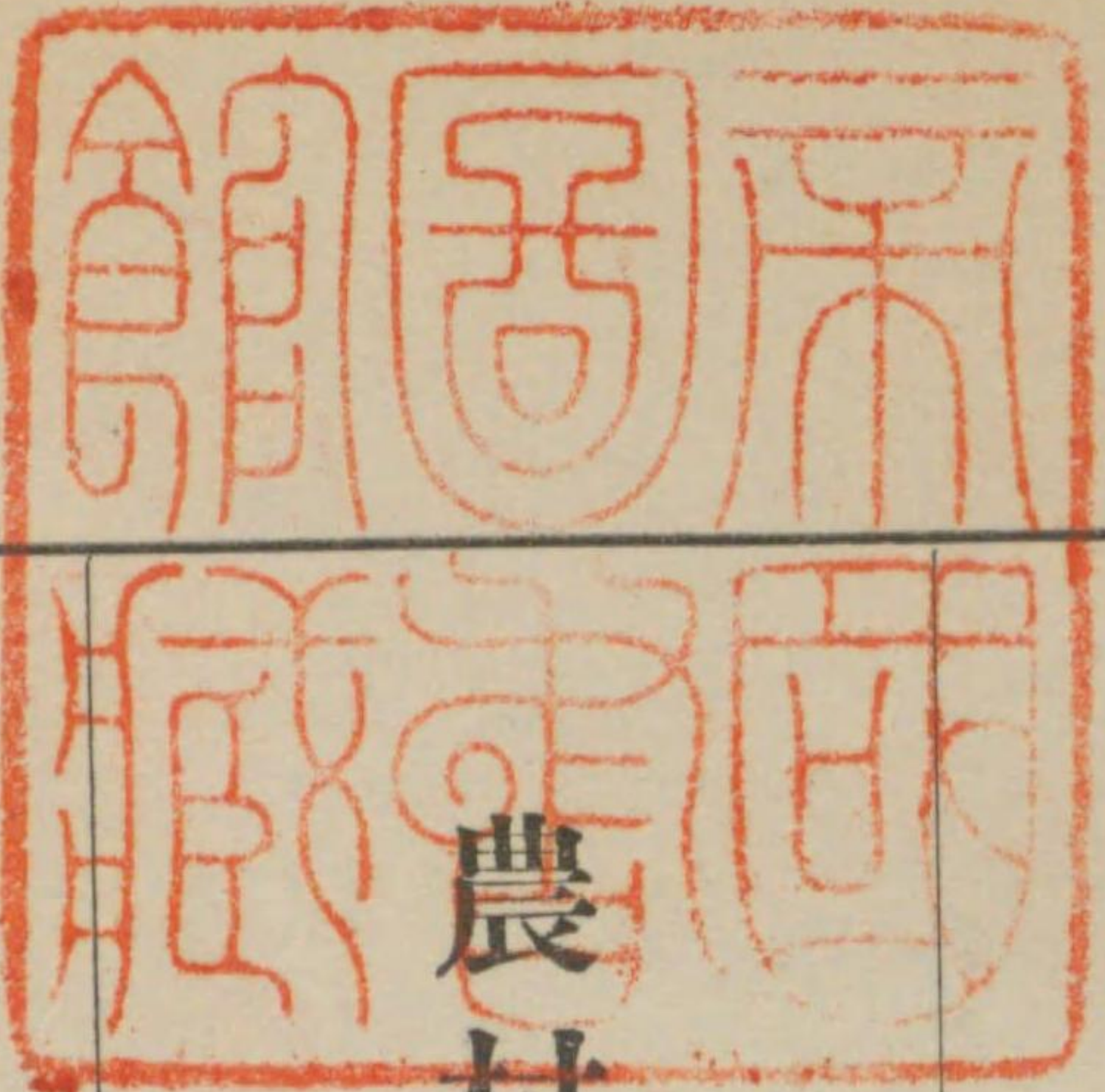
海野幸德著

農村社會事業指針

476

內外出版印刷株式會社發行





海野幸德著

農村社會事業指針



内外出版印刷株式會社發行

左の人々のために

道府縣廳社會課

町村役場

町村社會主任

農村社會主任

農村方面委員

社會事業吏員、社會事業家

農村愛護を念ふする人々

この書をさゝぐ

はしがき

昨秋、初めて、學務部長會議の議題として、公式に農村社會事業が提出せられた。過去兩三年、殊に、農民及農村問題紛糾し、中央に於ても、地方に於ても、農村社會政策は地平線上にその姿を現はし、農村に社會事業を延長せざるべからざるにいたつた。

これに映應し道府縣、及び、農村では、遽かに、農村社會事業を畫策し、國を通じて、今や正に、農村社會事業の流行を見んぞす。然るに、農村社會事業の聲を聞く、日尙淺く未だ、その實體判明せず、ために、如何に農村に社會事業を實施すべきやに困惑する最中である。

小著の公刊はこの急に應じて、それ等の人々に對し座右の友たることを期するにあり。これによつて、我國農村社會事業創始に際し、聊か、貢獻するの微意を明かになすを得ば著者の欣幸これに過ぎるものはない。

著者はこの小著を道府縣社會課、全國町村役場、農村に活動する方面委員、社會事業家、特志家、慈善家の普く利用せられ、もつて、農村厚生の途をひらかれんことを希望するに爾云。

昭和四年三月

著者 敬白

農村社會事業指針

目次

- 第一問 農村社會事業とは如何なるものなりや……………一
- 一 農村社會事業は何ぞ
 - 二 農村問題と都市問題
 - 三 農村の改良事業
 - 四 農村社會事業は農村に固有なる社會事業である
 - 五 農村には格別な困窮があり、福利増進の途がある。農村に格別な困窮や福利を目標とするもの農村社會事業である
 - 六 農村に現存する社會改良の手段方法及び機關を組織化するもの
即農村社會事業である

七 農村社會事業の定義

第二問 農村社會事業は何を目的とするものなりや……七

一 困窮の除去

二 福祉の増進

三 人間生活の完成を企圖するもの即農村社會事業である

第三問 農村社會事業の救助形式如何……二

一 農村の救助は具體的で如實である

二 農村の救助と都市の救助

三 都市の救助方法

四 農村の救助方法

五 農村の困窮者

六 農村と近親相互扶助

第四問 農村社會事業に於ける郡單位の意義如何……二七

一 救助單位としての農村

二 郡單位

三 郡單位と分散的集中的組織

第五問 綜合的農村社會事業の意義及使命如何……二〇

一 農村社會事業の遲滯

二 我國社會事業の起因

三 農村社會事業の連絡及統一

四 單獨社會事業の難點

第六問 農村社會事業に指導者の必要なる理由如何……二五

- 一 農村社會事業には指導者が要る
- 二 特志家と有給吏員
- 三 特志家と有給吏員の分業
- 四 指導者の資格

第七問 農村に於ける社會事業の方案如何……………三

- 一 農村社會事業の方案と都市社會事業の方案との比較
- 二 綜合的農村社會事業
- 三 農村社會事業の方案

第八問 農村一般社會事業……………四

- (一) 貧民救助
 - 一 農民の困窮

- 二 農村近親相互扶助
- 三 農村方面委員
- 四 農村救貧院

(二) 農村災害救助

- 一 調査と救助
- 二 豫算表の作製
- 三 救護團體の連絡
- 四 公安
- 五 濫救の阻止

第九問 農村保健社會事業……………五六

(一) 農村の保健問題

- 一 農村固有の疾患

(二) 妊産婦及乳兒保護

- 一 妊産婦保護
- 二 家庭保護
- 三 妊産婦相談所
- 四 家政巡回學校
- 五 乳兒保護
- 六 母親相談所
- 七 産婆
- 八 私生兒の保護
- 九 乳兒院

(三) 少年保護

- 一 農村少年の保護
- 二 農村託兒所

三 學童保護

- 四 農村學童預所
- 五 齒科検査

(四) 肺結核

- 一 肺結核の撲滅
- 二 農村結核相談所
- 三 結核の對策

(五) 花柳病

- 一 農村の花柳病
- 二 性教育
- 三 性病相談所
- 四 花柳病の取扱方法

(六) 農村醫療設備及巡回診療班

目次

- 一 農村の開業醫
- 二 農村看護婦
- 三 巡回診療班

第十問 農村兒童社會事業

(一) 胎兒

- 一 胎兒

(二) 乳兒保護

- 一 乳兒保護

(三) 學童預所

- 一 學童預所の起原
- 二 學童預所の生理的保護
- 三 學科

四 性別

- 五 學童預所の目的

(四) 兒童俱樂部

- 一 兒童俱樂部
- 二 指導者

(五) 孤兒院

- 一 農村孤兒院
- 二 家庭委託
- 三 里子

(六) 校醫及學校看護婦

- 一 校醫
- 二 學校醫と教師の分擔
- 三 學校看護婦

目次

(七) 不良兒

- 一 農村に不良兒
- 二 農村の感化院

(八) 少年審判所及保護司制度

第十一問 農村教化社會事業

.....八五

(一) 教育相談

- 一 教育相談
- 二 少年職業相談

(二) 巡回學校

- 一 巡回講演
- 二 巡回家政學校

(三) 公民教化施設

- 一 庶民教化の夕
- 二 文化普及講演

(四) 公民圖書館及巡回文庫

- 一 農村簡易圖書館
- 二 農村巡回文庫

(五) 公民大學

- 一 農村公民學校の目標

(六) 青年團及處女會

- 一 農村青年團及處女會の目標
- 二 處女會の使命

(七) 隣保事業

- 一 隣保事業の意義

目次
二 農村の融和事業

第十二問 農村經濟社會事業…………… 一〇三

(一) 職業紹介

- 一 農農村の職業紹介
- 二 農村職業紹介所の使命

(二) 法律相談

- 一 農村の法律相談
- 二 農村法律相談所の効果

(三) 副業

- 一 農村の副業
- 二 農村社會政策としての副業

農村社會事業指針

海野幸徳



第一問 農村社會事業とは如何なるものなりや

農村社會事業とは何ぞ 農村社會事業とても一般社會事業の基礎に立つべきもので、一般に社會事業と言はるべきものと格別異つた意味のものではない。たゞ一般社會事業が農村に適用されたもので、農村固有の特質と結びつき農村社會事業といふ特殊の形をとるまでである。

農村社會事業とは農村の困窮を軽減除去し、福利を維持増進することを目的とするものである。農村は國家や都市と異つた事情、形態をもつて居るから、

第一問 農村社會事業とは如何なるものなりや

それに應じて、國家及都市社會事業に異つた特殊形態たる農村社會事業なるものが現出するのである。國家社會事業と都市社會事業と農村社會事業とは、その特質に照應して各特異の形態をとる。學としての社會事業は一農村一都市といふようなものを目標とすることはできないから、全體とか國民とかいふものを目標として、社會事業の觀念を定め其範圍を決める。これに對し、農村では國家や全體がどうであらうとも、それと切り離して、一區域の改良事業に過ぎないところの農村の困窮除去及福利増進を目的とする。それ故、農村では「國家全體」といふような抽象的な改良事業に従事せずして、甲の農村乙の農村といふような具體的改良事業に没頭する。

農村問題と都市問題 都市と農村との社會的問題は異ふ。都市では好景氣にあたり特に住宅難が起る。好景氣の時には、商工業に資金が注入せられ、住宅を建築する如き餘裕とてはない。その上、農村の人口は都市の繁榮に吸収せられ、

四圍の農村より人波が薙き合つて都市に押寄せられる。こゝに都市固有の住宅難が起る。都市には勞働者全體だの貧民全體だのといふ集團的困窮が多い。集團現象は田舎には現はれない。農村では都市の文化に牽引せられて離村するものが多い。一度び離村したものは再び農村に回収する餘地はない。それがため農村には常に人材にも指導者にも乏しい。農村では教育機關も不足なれば、娛樂にも乏しく、就職口も拂底であるから、これ等の文化的設備のある都會に人波をつくつて流出するのである。これによつて、農村には都市に異つた特殊の問題の存在することが想像せられるであらう。

農村の改良事業 農村に發生する社會的問題については、これまで放任せられて居たが、いつまでも、さうすることができなくなつて來た。そこで、如何なる農村にも諸々の改良、乃至、奉仕團體が起り、また特志家なるものも出動しつゝある。顔役は温情主義によつて町村のために畫策し、特志家は農村の貧

乏人や失職者の世話をする。こゝにも、貧弱ながら、貧困者の救済設備や施療施設病院などが現れよう。かくて、農村社會事業が入來し成立する前に、非組織的なる團體や私人が農村の地平線上に現はれてくる。そして、非組織な救助を行ふ。これ等非組織なる人と團體と方法とを組織化することが農村社會事業の前提となる。

そこで、農村社會事業とは次の如きものであるといふことになる。

農村社會事業は農村に固有なる社會事業である。農村に固有なる社會事業とは國家や都市に對し農村に格別な社會事業といふ義である。そこで一と先づ農村に格別な社會事業を指して農村社會事業といふ。

農村には格別な困窮があり、福利増進の途がある。農村の格別な困窮や福利を目標とするもの即農村社會事業である。こゝに、國家や都市に比べると、格別なるものとしての農村社會事業が浮き出てくる。この農村に格別なる性質

とは、具體的には、農村の格別なる困窮や福祉に關する謂ひである。農村には農村固有の困窮がある（これは後に述べる）この農村の困窮は都會のものとも異ふ。また、農民の福祉は都市人のものと異ふ。そこで、農民の格別な困窮を除去し福祉を増進することが農村社會事業の任務となるわけである。

農村に現存する社會改良の手段、方法及び機關を組織化するもの即ち農村社會事業である。社會事業は素人の思ひつきによつて、勝手に救助する方法ではない。それは單なる善心でも善行でもない。如何に善心があり善行を積み重ねて、それによつて、却つて、人を傷け社會を害ふこともありうる。慈善家や善人の善行爲が必ずしも良結果を齎すとは限らない。慈善家や善人はそれでも宜い。併し、社會事業と言はるべきものは、一定の技術と組織によるものであるから、農村社會事業とても在來の無組織なるものを組織化しなければならぬ。然らざれば、それを一種の社會事業と呼ぶことはできない。

これ、私が農村社會事業は創造せられたもので、在來、農村には善人や善事善行はあつたけれども、技術と學理に依る社會改良法は存在しなかつたと言ふ所以である。こゝに、新に技術的な組織的な農村社會事業なるものが新設されるわけである。我國に於ては、未だ農村社會事業なるものが存在しないと云つてよい。たゞ、これまで都市に無秩序な亂雜な社會事業が腰を下したゞけである。

農村社會事業の定義　かくて私は農村社會事業を次の如く要約する。

農村社會事業とは農村に特有なる困窮及福祉を目標として、農村の困窮を輕減除去し、その福祉を保持増進し、農民をして當時の文化的水準に達せしめ人類生存の完成を企圖せしむるものである。

註、農村社會事業を一層明確に理解するには、社會事業の何であるやを知らなければなりません。こゝに、その原理を詳解する違はありませぬから、それについては、左の拙著により御研究を願ひ

ます。

(a)「社會事業要領」

この小著は大衆に社會事業の正確なる知識を普及するため、通俗を旨として公刊されたものであります。第一章を見て下されば、社會事業とは何ぞやの疑問に明かに答へられてゐます。

(b)「社會事業概論」

これは専門的な著作で、初めて社會事業を科學化したものであります。進んで、正確な社會事業知識を求められんとする讀者の必讀を願ひたいと思ふものであります。この文籍では第一編第一章に社會事業概念を究明し、第二章に歐米に現存の社會事業定義を擧げ、これを分類し、且つ、批評を加へてゐます。

第二問 農村社會事業は何を目的とするものなりや

困窮の除去　第一、農村固有の困窮を輕減除去するもの即農村社會事業である。

第二問 農村社會事業は何を目的とするものなりや

農民の健康は都會人より優れて居るだらうか。通常、農村兒童の健康は都市の兒童よりも恵れて居ると考へられてゐるが、これは寧ろ誤解である。なる程農村には日光も空氣も豊かに見舞ふけれども、農村には都會の如く衛生設備が完備して居ない。それに、健康増進の消極的、積極的の手段が缺けてゐる。その爲め、兒童の健康は却つて農村の方が都會よりも悪いといふ實狀である。かくの如き農村に固有なる困窮を取扱つて行くことが、やがて、農村社會事業となる。農村は娛樂に乏しい。娛樂問題の解決は農村には必要缺くことができない。農繁期には一家總動員で、子供を看護する方法も設備もない。こゝにも亦村童を保護する必要はないが。農村には恐しく醫療設備が缺けて居る。醫師特に良醫は農村を見捨て、悉く都會に集中する。一人の醫師だにないといふ心細い農村が到るところにある。農民の疾病に限り放任して顧みなくてもよいか。かくの如く、農村には諸々の困窮がある。この雑多な困窮を救助する方法をつくすもの即ち農村社會事業である。

福祉の増進 第二、農村固有の福祉を保持増進するもの即ち農村社會事業である。

農村にも青年團處女會があるが、それは何人が指導するであらうか。都市には人材雲の如く集る例であるが、田舎は貧血狀態で、人材なるものはほとんど田舎を見向きもしない。農村より都會に出で、學校を卒業し、所謂出世して、官吏、技師、醫師、辯護士、大學教授などゝなつたものは、老いて勅選議員、名譽教授たる等、一世の指導者たれども、これ等の人々は故郷を顧みない風習である。これ等顯要の人々はいづれも都會に残り、殊に、東京を指して上つて行く。恰も鯉の瀧登然と東京へと向ふ。耄碌すれども、尙益々出世しなければならぬといふ流儀で、東京へ集る。そこで農村には絶対に指導者がないといふ窮狀である。中央は充血、地方及農村は貧血―これで宜いかといふ問題が生ぜざ

るをえぬ。青年會、處女會等、農村少青年の智徳を啓發し徳器を成就せしむることは、農村と雖も缺くことができぬ行事ではないか。

成人教育といふものは都會に限り行はるべきものではない。義務教育の修了といふような程度の低い國民は進みまざる時勢に適應し、進歩する國狀に適合することができない。成人教育は都會に必要であるばかりでなく、農村にも必要である。これに對し、農村に於ても積極的に農民の智徳をひらき、徳性を進め、もつて、その福祉を増進する必要がある。

農村にも娯樂設備や圖書館がある。農民と雖も、積極的な幸福増進策の要あるは敢て都人士に異なるところはない。これ、農村の福利増進が農村社會事業に含るゝ所以である。

人間生活の完成を企圖するもの即農村社會事業である。農村社會事業と雖も一般社會事業の如く、「人間生活の完成」を目標とするものたるに異りはない。

たゞ、農村社會事業にあつては、農村に特有なる困窮を軽減除去し、更らに進んで、その福利を圖り、もつて、人間生活完成なる目的を達成せんとするまでである。

註、「人間生活の完成」については「社會事業概論」(八一—一〇頁)を参照せられたい。

第三問 農村社會事業の救助形式如何

農村の救助は具體的で如實である。農村に於ける社會事業は具體的で如實なるを特色とする、農村の困窮は個別的であり、都市困窮の集團的なるものと明かなる對立をつくる。個別的困窮と集團的困窮については「社會事業概論」第貳編第壹章に述べて居り、更らに、貧民政策に關連して、「貧民政策の研究」第壹編第一章、第三章、第四章に詳説してゐる。よつて、こゝには、詳しく解説することは省略する。

農村の救助と都市の救助 乳兒の死亡率問題や肺結核傳染問題は都市に於ては重大な問題となつてゐる。肺結核は密集する都市の百軒長屋では個々傳播せずして集團として傳播する。都市の貧民窟では、肺結核は個別現象にあらずして、集團現象である。都市では、一團となつて肺結核が發生蔓延する。これを結核に關する集團困窮といふ。乳兒死亡は(一)男性と女性との割合、(二)嫡出子と私生兒との割合、(三)出産の數、(四)死産の數との關係、(五)出産に際する手當の状態、(六)結婚時の妻の年齢、(七)貧困及社會狀態、(八)都市及田舎(九)既婚婦人の家庭外労働、(一〇)家内及都市衛生、(一一)住宅の状態、(一二)母親の無智等の諸原因より惹き起される(これについては、拙著「兒童保護問題」参照の事) 母親の戶外労働が乳兒死亡の主原因だとするには異論があるが、是又一個の原因たるを失はないであらう。然るに、都市に於ける母親の戶外労働は寧ろ常態となり、夫婦共稼ぎは到るところに蔓延してゐる。こゝに於て個々としてではなく、集團として乳兒死亡なる現象が生ずる。母親の無智も一般的のものであるから、これによつて促さるゝ乳兒の死亡も一團となつて現はれてくる。不良住宅が原因となつて、乳兒の死亡が現はれるとすれば、萬年夜の貧民窟がその原因をなすから、是又集團として死亡者が現はれてくる。都市に於ては集團としての困窮が急速に増加しつゝある。貧民といつても、労働者といつても、個々の貧民や個々の労働者といふものはなく、貧民全體、労働者全體があるばかり。不良兒と言つても、低能兒と言つても、孤兒と言つても、集團として紛生するに異りはない。都市の困窮は全く集團的たることを特徴とする。

都市の救助方法 都市では集團的手段によつて應接し、集團的に困窮を處遇する。肺結核の傳染を杜絶するには個々の患者をどうするといふよりも、先づ法律や法規を設け、一括して一時にその傳染を防止し、その撲滅を講ずる。そ

こで、都市の救助方法は集團的となり、一どかたまりとして救助する方法をこる。

農村の救助方法 農村の救助方法はそれに異なる。農村では困窮と言つても、都會のものとは異ひ、個別的である。個別的とは個々現出する義である。農村では、乳兒の死亡と言つても、肺結核と言つても、此所に一人、彼所に一人といふように、個々現はれてくる。これを個別的困窮といふ。

農村では困窮は個別現象であるから、個々、これに應對し、個々人につき救助を進めなければならぬ。隣りの貧民は集團の一片として、眞に一個の人間といふ頭で助けて行く。向への失業者も同じように人間的救助を以て當る。こゝに於て、農村の社會事業は個別的であると言はれる。かくて、都市の集團的社會事業に對して、農村の個別的社會事業が對立する。

農村の困窮者 米國のグローブス氏は農村研究者であるが、氏は農村につい

てかくいふ、「農村は都市とは異ふ。農民は都市人士とは異つた環境に生活してゐる。彼等は異つた雰圍氣の中にあり、同じ事件に對しても、都市のものと異つた行動をなす。恐く、農村の應接する事件は凡て都市のものと異つてゐよう」農村では困窮も都會のように露出されて居ない。人の眼から隠されて居り、どんな困難があるか、困窮があるか、發掘して見なければ分らない。それに、農村の道路は不完全であり、農民は離散して居るから、それを一どまわりするだけでも、大騒ぎをしなければならぬ。農村に百乃至百二十の社會事件があるとするれば、これを隣りから隣りへといふ式にまわりうる都會のように簡單にはゆかない。農民は寄附をしても、都人士のように、その用途を詮議立もせず、捨てゝをくようなことはない。都市人士は寄捨をするまでは大騒ぎだが、その用途については無頓着を極めてゐる。どんな使ひ方をしても關はないといふ有様農村では地域も狭いし、近所兩隣りの式で生活して居るから、寄附金の用途に

についても、やかましく詮議立てをする。これ等のことは二三の舉例に過ぎないが、これによつて、農村に於ける社會事業は都市のものと異ふことゝが分らう

農村と近親相互扶助 農村には近親相互扶助の氣風が都會よりも保存されて居る。農村では隣保の觀念が強く、且つ、明かであるばかりでなく、財政關係商業關係及社會關係も地方的であり、農民は地方の利害關係に支配さるゝこと都會よりも著大である。農村では相互關係、相互扶助が行きわたり、互に隣人の利害休戚に關心し、近所兩隣りの様子や事情に通じてゐる。かくの如き隣保の情誼、近隣關係、従つて、相互扶助の表現として、個別事業が農村社會事業の基調をなす。近所兩隣りの相助は事情をつくすことができ、恰も方面委員制度に於て嚴密なる調査を遂行して然る後適正なる救助をなす如く、相互知り合ふことによつて、農村では、自づから調査が行はれる。個人より個人へ、人間より人間への救助は農村社會事業の特色である。

第四問 農村社會事業に於ける郡單位の意義如何

救助單位としての農村 農村社會事業は個人より個人へ、人間より人間へと直接感じ合ひ助け合ふことの能きる救助形式である。併し農村は救助單位としては如何にも狹小である。一村落の責任と資力を以てしては行ひがたきものが極めて多い。たとへ、農村が獨力で施設や機關を造ることができても、多くの場合、無駄であり重複となる。如何なる農村とても、老衰者の保護や不良兒の看護を要するであらうが、一個村一養老院主義、一個村一感化院主義といふようなことは空想であらう。村落が獨力をもつて、養老院を初め、凡百の保護機關の勢揃へをさせることは能きない。また、出來ても重複であり無駄であり贅冗である。一町村毎に一養老院、一感化院といふ主義では、一府縣につき二

百の養老院、二百五十の感化院といふことになり重複を重ねることゝならう。

郡單位　そこで、一町村單位主義より郡單位主義に移るべきである。郡は町村より大なるだけ救助も抽象的形式的となるを免れない。但し、府縣に比ぶれば、郡は遙かに具體的で如實である。府縣を單位とする場合には、府縣民の接觸は容易ならず、交通も疎で、往來も少く、その結果、接觸や交通は抽象的となり形式的となるを免れない。そこで、府縣社會事業に於ては、府縣民とか地方民とかといふような抽象物として互に接觸交通する外はない。府縣單位は個人と個人とが應對接觸する仕組ではなく、ここでは、集團と集團とが應對し接觸する。然るに、町村では、甲の町、甲の村が、乙の町、乙の村と應對し接觸する形をとる。こゝに個人と個人、人間と人間との接觸する如實な具體的な形式がある。

郡單位と分散的集中的組織　町村より大であるから、多少集團的となるけれ

ども、それでも、その應對や接觸は未だ具體的たり如實たるを失はない。郡民は郡内に於て個人として知人として隣人として互に語り互に親む機會が多い。町や村のように具體化することはできないけれども、府縣に比すれば具體的で如實である。郡の特徴をかくの如きものとすれば、具體的でありながら一層大なる單位とすることを得、集中化することができる。これは個人と個人と、隣人と隣人と親和し協力するといふ形をもちながら、それを一層大なる單位にまとめ、分散的でありながら集中化することができる。分散すれば救助を具體的ならしむることができ、集中すれば救助を統一することができる。町や村に救助を分散すれば具體的となり、府縣に救助を集中すれば統一して形式的となる。そこでこの二の機能(分散及集中)を合一すれば具體的でありながら統一的たることをうる。これが町村や府縣よりも郡單位の優れたる救助形式たる所以である。

この事については「方面委員制度指針」を参照して下さい。方面委員制度は集中的なる中央局と分散的なる方面委員とを統合する救助形式であります。町村は過小で獨力を以て一々養老院だの孤兒院だの感化院だのを設立することができない。これが郡單位として可能となることは一見明瞭である。それに町村共同で社會的施設をつくるとすれば、重複の憂もない。こゝに郡單位の特色もあり又その使命もある。

註、郡單位論については拙著「貧民政策の研究」第三篇第四章「經營主體」を見ていただきたい、殊に第四、五、六節を通讀せられたい。

第五問 総合的農村社會事業の意義 及使命如何

農村社會事業の遲滯 農村社會事業は後進である。今や、都市社會事業は我國でも一と先づ隆盛の域に入つて來たが、農村社會事業は取り殘されてゐる。

これにはいろいろの理由がある。

まづ、社會問題の發生について都市が注視の焦點となり、都市に諸々の社會施設がつくられた。大正七年前後に我國の社會事業は開花したが、それは勞働者及貧民相手のもので、いづれも都市本位として施設せられた。公設市場、職業紹介所、宿泊所、食堂といふようなものが相次いで實施されたが、いづれも都市本位であつた。

我國社會事業の起因 我國の社會事業は社會的な脅威があつて、何づれも慕開きをしてゐる。大正七年前後には勞働者運動と米騒動としての貧民運動が現はれ、それに應じて公設市場、勞働紹介所、無料宿泊所などが開設せられた。大正十二年には水平社の運動なるものが起り、これに應じて融和事業及その諸施設が計畫實行せられた。昭和に入つて農民問題喧しく、ために脅威を感じるにいたり、昨今復又農村社會事業の聲を聞くにいたり、こゝに農村社會事業が

地平線上に現はるゝ機運となつた。

農村には封建的主従関係があり、顔役とか、舊家とか、素封家とかといふものが幅を利かして居るが、之等の人達が隣保相愛相助によつて窮民を救助してゐる。それで、これまで、特に農村社會事業と銘を打つて現はれ出づる必要もなかつたのである。これが又農村に社會事業の入り込むことの遅れた原因である。但し、いづくの農村でも近親相互保険は漸次行きどゞき兼ねることゝなり公私の社會事業及團體が必要になつてきた。こゝにも農村社會事業の起因がある。

農村にも諸々の社會事業團體が漸次出現するにいたつた。特志家や慈善家が町村の困窮救助に任じてゐたが、諸種の社會事業團體開設せらるゝ機運となりなほ、それでも足りないことあつて、町村役場もその圏内に入り、都市も府縣も國家も舞台に現はれ出で、總動員の形をもつて農村の困窮を輕減除去せんとするにいたつた。これが農村にも社會事業を導入確立することゝなつた理由である。

農村社會事業の連絡及統一　今や、町村にも諸々の私人及公私團體が併存して社會に奉仕し國家に貢獻することゝなつた。慈善家、特志家、素封家、顔役寺院、教會、諸種の慈善團體、小學校中學校、町村役場といふように、いろいろの私人や公私團體が動員され、農村改善に當ることゝなつた。然るに、これ等團體の間には連絡も統一もない。獨逸のゾンレイ氏は三千の人口を有するに過ぎざる村落に三十の慈善團體が併立して何等の統一なく、その中十五團體たる半數はいづれも經濟保護機關であつて重複をして居ると嘆じてゐる。かくの如き事態は無秩序亂雜に實施せられつゝある我國社會事業界に於て殊に顯著であつて、綜合問題に眼が轉向せられなければ、この弊害を杜絶することはできぬ。かくの如く分斷して個々として經營せらるゝものを單獨社會事業と言ひ、

連絡し統一するところのものを綜合社會事業といふ。

註、綜合社會事業については「社會事業概論」第二篇、第九章「綜合社會事業」を見ていただきたい。

單獨社會事業の難點 單獨に何等の連絡なく、社會事業を運用することが何故惡いか。

まづ、それは施設の重複となる。都市には托兒所が普及したが、府縣經營のもの、市役所のもの、民間團體のものが何等の連絡なく併立してゐる。そこで時に必要以上に施設することにもなる。單獨經營は不必要なものを造り出す仕組である。次に、それは重複であるから冗贅とある。いづくも資金涸渴に苦むるとき、冗贅なものを濫設すれば非難の標的となるを免れない。官公團體にあつては納稅者の非難を免れがたく、私團體にあつては寄附者に相濟まない。官廳と公衙、これと同じようなものを造る私團體及私人は兎角競争をなし排擠をする傾きがある。同じ施設を公私にわたり亂設しては平和の氣分を削り去り、

常に紛擾が絶えない。社會施設を濫設し、重複にいたることは自他互に戒慎しなければならぬ。最後に、單獨經營では一體として社會及國家の困窮に對應することができぬ。一體としての經營にあらずんば、社會の病患を完全に處理することはできない。それに、綜合して一體となることにより、初めて、一都市一地方、更らに國家的見地より社會事業の主義及理想を定むることができる。

註、社會事業の連絡及統一に關しては「社會事業概論」第二篇、第九章「綜合社會事業」(一六八一—一七八頁)を見て下さい。

第六問 農村社會事業に指導者の

必要なる理由如何

農村社會事業には指導者が要る 農村社會事業は都市に比ぶれば特に指導者が大なる役割をなす。都市社會事業では規模も大であり、組織も複雑で、これに關與する人数も多いから、人よりも組織が特に大切なる役目をつくす。十人

十色の意見や行動では到底一體として纏つた仕事をする事ができない。それ故、都市では、先づ雑多な意見や行動は統一して組織をつくらなければならぬ。都市社會事業の前提は意見や行動の組織化である。強く優れた組織ができさへすれば、都市社會事業は既に第一步を踏み出したのである。然るに、農村社會事業は都市の集團的なるに對し個人的であるから、組織よりも人物であり指導者である。農村社會事業に指導者がなければ既に第一步に於て躓いたのである。

農村にもいろ／＼の人物や團體が社會奉仕をなし改善に參與するが、これ等の人と團體をして優れた活動をなさしめ、能率と効果を擧げしむるには、指導者の賢明なる畫策と努力とにまたなければならぬ。農村にはたらく特志家は多く社會事業の學理に通せざるのみか、經驗も淺いのであるから、これによつて、到底能率をあげ効果を齎すことはできない。適當な監督者により、特志家や特志機關を指導する作用が加はらなければ、農村では、到底豫期の如き結果を齎すことはできない。特志家及特志團體が貧民を救助し、兒童を保護し教化運動を遂行するとすれば、監督者が一々、これに差圖をなし、その救助をして妥當なものとしなくてはならぬ。

農村社會事業の成績を擧げるには指導者とその十分の數とを前提とする。指導者が不足するやうでは、一々特志家に應接し、一々事業團體を訪問し、一々それ等の諮問に應ずることはできない。指導者又は監督者は特志でも宜いけれども、専任に従事しなければならぬ性質のものであるから、職業たることを要し、従つて有給ならなければならぬ。そこで、町村役場には有給指導吏員がなくはならぬが、私團體にも指導者を缺くことはできない。

特志家と有給吏員 特志家は社會事業の知識に乏しく、經驗も淺く、従つて事件取扱に熟練しても居ない。けれども、これを悉く有給吏員によつて置き換

へることはできぬ。第一、多數の特志家と略同數の吏員を備用することは空想であらう。如何に資力の豊かな官公團體でも、その管内の社會事業を一切官公の資源及資力によつて代辨することはできない。

次に、特志家と有給吏員の職能は異つて居るから、一が他を代用することはできない。吏員は集中機關であり、特志家は分散機關である。吏員は事務の取りまとめ、團體間の連絡、監督といふやうな集中機能を分掌し、特志家は個々の調査、訪問、諮問といふような分散機能を分掌する。取りまとめる機關（集中機關）と、個々取扱ふ機關（分散機關）とは異つて居り、一が他を排斥し、それに取つて代ることはできぬ。兩者は分業によつて成立するのであるから、補充關係にあると言はなければならぬ。

集中のみして居ては、個々の貧民や労働者や不良兒に當るわけにはゆかぬ。併し、分散ばかりして居ては、個々人を取扱ふことができても、集中しなければ、支離滅裂となるを免れない。そこで、集中作用と分散作用とは分業の觀念によつて兩々補充するを要する。かくて、分散的集中的機能と機關とを要するが、これに對し、私は統合社會事業なるものを提起してゐる。

註、集中作用と分散作用については「貧民政策の研究」全卷に記述説明されて居るから、その通讀を願ひたい。殊に、同書第一編第五章「統合的救助方法」第三篇第一章第四節「統合救助主義」第五章「方面委員の統合的職分」第七、第八章を通讀せられたい。統合社會事業は著者獨自のものであるから、著者の著作について十分研鑽されたい。

更らに、統合社會事業を理解するには社會事業形態の知識を豫想するが、これについては、著者の「社會事業概論」第二編「社會事業の形態」を熟讀せられたい。

特志家と有給吏員の分業 吏員は調査をなし、救助に當るとすれば、特志家には調査と救助との簡單なる部分を分擔せしむることとする。すなはち、特志家は調査の手傳をするとか、吏員の監督の下に部分的な調査をするとか、救助の手傳をするとかといふ類である。吏員監督の下に家庭訪問をなし、報告をつ

くり、醫學的検査や、齒科検査にあたりその準備をなし、家政、育児についての差圖を分擔する等凡て補助機能をつくす。

有給吏員には救助事務の知識があり、熟練を積むと見做すから、有給吏員は知識と熟練とを以て特志家を指導する役目をつくすものとなる。

補充機能を以て特志家の分掌を定むる外、それは本質によつて分擔を決めなければならぬ。有給吏員は兎角その性質上、形式的官僚的に流れるから、個々に接觸し、救助實務に當るには不適當である。救助の第一線に出動するには有給吏員は漸次不適當となり、相次いで、不可能となる。よつて、有給吏員は集中的機能を分掌し、取りまどめに當る。特志家はその性質として個別的であり、個々困窮者に接觸し、一々これに感みを加へ、同情を寄することができ吏員に於ては慈眼愛腸は縁のないことであるが、特志家に於ては慈眼愛腸がその固有の性情である。よつて、特志家はその性質に従つて、分散機能を分擔し一々困窮者に接し、その救助に専念し没頭することとする。

指導者の資格 指導者は天性によるものであると共に、それは又經驗によるものである。理想的な指導者は教育により、更に經驗によつて造り出すことはできぬ。併し、如何に適當なる指導者と雖も、教育と經驗とを有たなければ理想的な指導者たることはできない。そこで、適當なる指導者は第一天性によつて然るのであり、次に、これに一定の教育を加へ、經驗を積んだものだといふことになる。

農村社會事業の指導者は一般社會事業の知識を修得したものでなければならぬが、更らに、農村社會事業に通曉するものたるを要する。社會事業の一般的學習を積んだものでなければ、全體把握をなすことができず、従つて適當なる指導を全範圍に加ふることができない。その上、農村の困窮と福利とに關する知識をもたなければならぬ。なほ、農村は地方によつて、經濟關係に於ても、

社會狀態に於ても、風俗人情に於ても、地理に於ても異つて居るから、農村一般の知識と共に在住すべき農村についての具體的知識をもつて居なくてはならぬ。かくの如き具體的な知識はその獨特な困窮と福利とに關するものである。私人及公私團體をまとめる技術や雅量をもたなければならぬ。調和性をもつことは特に大切で、我儘で獨尊なものは指導者として適當でない。何人も好むといふような人好きのする人物で、衆望をあつめる如きものたるを要する。妥協も亦指導者たるに要する資格の一である。自分の意見ばかり吐露して他の發言を許さず、自説を主張するに急にして他人の言をいゝ雅量に乏しきものは指導者としての能力のないものである。併し、徒らに、右顧左眄、優柔不斷なるものは指導者たることはできない。最後には斷の一字あるのみで、堅固な意志をもち、堅忍不拔な精神の持主でなければならぬ。

指導者は獨力を以てその目的を達することはできぬから、人力と資力とを統合する技術がなければならぬ。人をして喜んで協力せしめ、諸團體を綜合せしむることによつて、初めて、一體として農村社會事業を遂行することができる人をして離反せしめ、諸團體を亂立せしめ、軋轢せしむるが如きものは、到底一體としての事業を遂行するに堪えない。指導者は綜合社會事業の知識に富み熟練を要する。町村を一體としての主義と理想とを樹て、これを目標として町村福利事業を運行しなければならぬ。

かくの如き理想的な資格を有つ指導者は蓋し少ないであらう。農村福利事業の成績はかかつて指導者の如何にあるから、先づ農村社會事業を運行する前提として指導者の發見、その登用に腐心しなければならぬ。萬事、組織によつて進む都市社會事業の頭で、農村社會事業を取扱ひ、例によつて例の如く、建物や器具器械ばかりに資金を投じ、指導者に支出すべき僅小なる金額を惜むようでは、寧ろ初より農村の開拓などを始めない方が宜い。都市には組織が第一で

あるが、(無論、都市では、農村に比すべからざる高き教育と深き素養とを有つ専門家が要る)農村に於ては、なほ一步を進め、一切は指導者に還元せられると考へなければならぬ。

農村に於ては人材第一、組織第二である。

第七問 農村に於ける社會事業の方案如何

農村社會事業の方案と都市社會事業の方案との比較

農村社會事業として實行すべき救助事業如何。

農村社會事業と都市社會事業との取扱ふものは種類の相異ではなく、寧ろ程度の相異であると考へなければならぬ。農村には都市と全く異つた社會事業があると考へるのは誤解であり謬妄である。都市と農村との間には問題の質は大同小異であつて、種類の差でなく、程度が異ふと考ふる方が妥當である。

都市には一般社會事業として貧民や浮浪人や失業者などがあり(一般社會事業の何であるやについては「社會事業概論」第三篇第一章、第二章を見て下さい)諸種の病患治療や、乳兒、母親保護や、住宅問題等を取扱ふ保健社會事業があり、正常兒、異常兒等を取扱ふ兒童保護事業があり、隣保事業、社會教育等を取扱ふ教化事業があり、最後に、職業紹介、社會保險等を取扱ふ經濟保護事業がある。

これに對し、農村社會事業に於ても、一般社會事業、保健事業、兒童事業、教化事業、經濟事業がある。それ故、農村社會事業を何か風異りのもの、よう
に思ひ、その特殊項目列擧に苦心するは、過ぎたるは尙ほ及ばざるが如しと言ふべき乎。農村社會事業には特異のものあるにあらず、寧ろ、困窮及福祉に關しては大體同じものであるが、たゞ程度として農村に獨特のものがあるに過ぎぬ。

総合的農村社會事業 農村社會事業を社會事業一般より區別し、その五分枝の中、あるものに重きを置き、他を顧みないとすれば如何。我國でも、これまで、不知不識、不用意のうちに、分斷孤立の農村改良が行はれて來た。たとへば、これまでとても衛生といひ保健といふことは、農村に於て無視されたのではなく、保健政策として、諸々の病患保護、乃至、治療豫防が行はれて來た。これ等のものは社會事業と銘を打たなくても、保健的な社會事業たるに異りはない。

そこで、農村に於て、保健を主として農民生活の改善を圖るとせば如何。併し、保健はその他のものに關連して居る。不可分の關係をつくつてゐる。私は社會事業分枝分斷不可能の原則なるものを設定してゐるが、社會事業の五分枝は各獨自のものとして存立するをうるもにあらず、一は他を豫想し自他結合して分離すべからざる状態にある。これを分枝分斷不可能の原則といふ。

保健事業とても、それ自づから獨立なるをうるものではない。それは經濟とも關係し、教化とも關係する。たとへば、肺結核治療及豫防を策するとすればそれはたゞに醫學的病理學的たるばかりでなく、經濟にも教化にも關することゝ直ぐに解る。結核は貧民病であるといふ。収入が不足で、生活が不如意なるもの、若くは、かくの如き階級のうちに結核は蔓延し繁昌するといふ。然らば結核はたゞに保健に關するばかりでなく、經濟にも關する。よつて、その對策は保健的であるといふ外、それは又經濟的であり、經濟的な保護手段を動かさなければならぬものであらう。結核の傳染は密集家屋の産物であり、不良住宅の生むところであるとするれば、是又、經濟的なものであらう。その外、それは萬年夜の百軒長屋にも關係があらう。然るに、萬年夜と言ひ、百軒長屋といふことは、何づれも經濟的困窮に關連するであらう。かくて、結核の對策は純粹保健的なることはできず、それは又經濟的であるといふことになる。

- 一、農村保健問題
 - 二、農村妊産婦及乳兒保護
 - 三、農村少年保護
 - 四、肺結核
 - 五、花柳病
 - 六、農村醫療設備及巡回療班
- (三) 農村兒童保護事業
- 一、農村胎兒保護
 - 二、農村乳兒保護
 - 三、農村幼兒保護
 - 四、孤兒
 - 五、校醫及學校看護婦

- 六、不良兒
- 七、少年審判所及保護司

(四) 農村教化社會事業

- 一、農村教育相談
- 二、農村保護教育
- 三、農村巡回學校
- 四、農村文化施設
- 五、農村公民圖書館及巡回文庫
- 六、農村公民大學
- 七、農村青年團及處女會
- 八、農村隣保事業

(五) 農村經濟社會事業

第七問 農村に於ける社會事業の方案如何

- 一、職業相談
- 二、職業紹介
- 三、農村労働者保護
- 四、法律相談
- 五、副業
- 六、金融

本書に於ては、これら五部門の各項目にわたり詳細なる解説を施すことは能きないから、夫々要約して概説することとする。

第八問 一般的農村社會事業

A 貧民救助

農民の困窮 農民の困窮、殊に小作人等下層農民の困窮は知れわたつて居る

ここで叙説する要もないのであらう。小作人や農業労働者の困窮は健康の障害乃至、疾病となつて現はれる。米國北カロライナ州で一千人の小作人を調べた結果によると、小作人の健康は地主より悪く、かつ、農村兒童の死亡率は高い英國のリバプールで調べたところによると、富裕なる學校と貧困なる學校とに所屬する兒童の身長は左の如く異つてゐる。

	七 歳	十一 歳	十四 歳
一、富者の學校	四七・四インチ	五五・五インチ	六一・七インチ
二、良家の學校	四五・三同	五三・一同	五八・二同
三、労働者の學校	四四・八同	五一・八同	五六・二同
四、失業者及日傭	四四・〇同	四九・七同	五五・二同
労働者の學校			

これによつて観ると、小作人、農業労働者といふが如き生活不如意なる階級

に屬するもの、兒童の健康は一般に悪くその兒童は身長に於ては富裕階級に劣り、恐く、その體重に於ても亦さうであらう。貧困は小作人や労働者の身體をさいなむが、これが又逆に貧困の原因ともなる。

身體の障害は又精神の障害ともならう。小作人や農業労働者階級の兒童の義務教育終了率の劣る所以のものは、矢張り、その原因貧困にある。米國兒童局の調査によると、収入の多寡に比例して、進級毎に、少額収入者若くは困窮者の兒童の篩ひ落される率が増進するといふ。農村の貧窮は又知能や情操の發達を阻害し、ために、農民をして生存競争に劣敗せしめ、それが再び貧困の原因となつて返つてくるを見る。

貧困は兒童の營養を不良となし、體力をにくし、智能と徳性との發達を防げる。體力がにぶいから、劇しく働くことができず、明確な思考力を欠き、善謀をめぐらすことができない。これによつて、生存競争場裡に勝を制すること

のできないことは一見明白である。衣食住の缺乏は單に物資の不如意に止るのではなく、教育殊に高等教育をうけ學藝を習得する資力と機會とを奪ひ、ために、識見低く、希望なく、理想なく、單調な無意義な生活を送り、世の下積となつて不幸なる境遇をかこつていたる。その上、貧者は蔑視され、人格を無視され、冷遇虐待をうけ、掠奪されて、わづかに持てる權益をも剝奪せられる。

農村に於ける生活が一般に不如意となり困難となるに従つて、農村を通じて以上の如き生活状態を顯出し、殊に、小作人や労働者の生活が極度に悪いために、或は困窮となり、或は不平とも騷擾ともなつて現はれる。農村に於ても困窮を放任すれば病膏盲に入り收拾すべからざる事態を惹起するであらう。こゝに、農村社會事業の必要が起つてくる。

農村に於ける困窮を輕減し、不平不満を柔げ、生活の充實を圖り、全體として、其生活状態の改善をなすもの即ち農村社會政策の目標である。

農村近親相互扶助 近親相互扶助は一般に衰滅しつゝある。それは都市では我國でも急速に衰亡しつゝある。都市人士にあつては最早近親互に助け合ふ餘裕がなくなり、窮民は街頭に放出され初めてきた。いつの世にも貧民はあるがこれまで、貧困者は近親によつて家庭に保護せられて居たから、有つてもなきに等しい状態であつた。然るに、最早、家庭に於て近親相互に助け合ふことが能きなくなり、茲に貧民の街頭放出なる現象が生ずるにいたつた。

併し、農村に於ては未だ近親相互に助け合ふ餘力もあり、また、農民は近所兩隣の式で隣保關係によつて生活して居るのであるから、農村に於ける貧民事業は先づ近親の情誼を深くし、且つ、これを高めることから始めなければならぬ。農村に於ける窮民保護は先づ都市に於ては無意味であり無効であるところの近親相互扶助の形式に依るべきである。

註、近親相互扶助については「晩近の社會事業」第一章を見て下さい。

農村方面委員 農村にも方面委員がいる。いくら近所兩隣の式によつて生活する農村に於ても、組織的に窮民救助を開始することになれば、調査がいるであらう。調査のない窮民救助はやがて濫救となつて敗走する。農村では、近所兩隣の式で生活して居るから、特に調べなくても窮民の生活状態は一と通り分つて居る。それで、農村では都市の如く嚴密なる調査を前提としなくても宜い。併し、いつでもさうであるといふわけには行かないから、調査して然る後救助するといふ仕組みがある。これ即方面委員制度の救助形式であるが、かくて、農村に於ても方面委員がいることが解らう。方面委員制度の目標とするところの救助の効果は容易に農村に於ては擧げることができる。農村では既に個人より個人への救助、人間より人間への救助を實現しうる仕組みになつて居るから、方面委員制によつて一層これを高むることは一朝一夕の事であらう。

方面委員制は院外救助主義であるから自宅救助を趣旨とする。方面委員の社

會事件の發見及調査にあたり、方面委員會を開催し、會議の上、一々適當なる方法と手段とを講ずることゝすれば、農村の窮民救助は茲に全きものたるにいたる。

方面委員制は何であるか、その組織は如何にすべきか、その運用如何については「方面委員制度指針」を通讀されたい。

農村救貧院 農村に於ては都市に於けるよりも、自宅救助、家庭保護が行きわたるから、院舎によつて保護するの必要を感じることは少いであらう。但し家庭保護のできぬものは院内に於て保護し救助しなければならぬ。

註、如何なる種類のものかを如何ように院舎に於て保護すべきかについては「貧民政策の研究」を見て下

町村に於ける院内救助は獨立單位たることを得ない事情を顧み、他町村と合併若くは聯合して、養老院なり救貧院なりを造らなければならぬ。但し、他町

村との聯合には限度があり、いくら多くの町村が聯合しても宜いといふわけには行かない。そこで、大體、郡單位として、郡内の町村聯合を目標とし、郡聯合の共同機關として養老院、乃至、救貧院をつくり、保護の實を擧ぐることにする。

註、貧民救助の方法については「方面事業取扱方法」第一章「貧民の取扱」を見られたい。目次左の如し

- 一 貧民調査
- 二 院内救助
- 三 院外救助
- 四 金給
- 五 物給
- 六 救助期間
- 七 行路病者
- 八 行路病者規則
- 九 行路病者の救助
- 一〇 恤救規則

B 農村災害救助

調査と救助 災害の調査と救助とは同時に開始しなければならぬ。災害の救助は常時組織せられてゐる公私團體及私人の總動員によつてなされる。町村役

場の活動は言ふをまたず、方面委員、慈善團體及特志家、醫師などは災害にあり即時出動して救護に當らなければならない。

災害救助は(一)迅速、(二)適正、(三)連絡を目標とする。

即時救助するのが災害救援の要件である。最も急救を要するものは醫療である。負傷者の手當は一瞬を争ひ、待つことの能きぬものであるから、即刻着手しなければならない。併し、負傷者の救療は農村では困難であり、時に、如何ともする能はざるものである。農村には開業する醫師に乏しく、また醫療設備とてはない。寒村や僻地には開業醫もないから、病院などのある筈がない。そこで、地震とか水火災とかで急救を要する場合には、隣接の都市や府縣の救援をまたなければならぬ。農村に於ける救療は都市府縣若くは、私團體(大毎救療慈善團の如き)に急報することを以て開始される。急報は簡單のようであるが、それには先づ被害の程度を調査しなければならず、それだけでなくも豫算しなければならぬから、農村に於ける救療とても調査と密接なる関係がある。これまでに、前後三回の震災救援による經驗では、救療班の組織、及び派遣は迅速であるから、數時間後には現場へ到着しうるものと考へられる。北丹の震災では京都赤十字救護班は六時間には遭難地に出發し、大毎救療班は八時間後に出發してゐる。今後、遭難地へは恐く隣接の都市より數時間後に救療班が到着しうることゝならう。これが大都會であれば四通八達の交通線が一時に破壊されるし多數の救護班を動かさなければならぬから、醫療の行きとゞくこと難く、平時より大規模の救療組織が出来て居ない限り、容易にその目的を達することはできない。これ、東京、横濱を含む關東震災の醫療が遅鈍にして隔靴搔痒の嘆ありし所以である。然るに、農村に於ては交通線の破壊があつても、容易に遭難の中心地點に接近することができ、遭難者も僅少であるから、四周の大中市より一舉に救療班を組織派遣して救助することは敢て難事ではない。そこで、

第八問 一般的農村社會事業

農村に於ける救療は迅速に四周の都市及府縣に通告するにある。

北丹及但馬の震災では、食物は既に翌日豊富に到着するし、また、農民は隣村へ避難する便があるから、都市破壊の場合の如く周章狼狽するにも及ばない但し、平時より救急の準備を整へをき物資と人員とを徴發することの能きるようにしてをけば、農村では比較的容易に救援の實を擧ぐることができる。食物は三日後には救援都市及團體より遭難地へ到着するから、農村では先づ三日間の食糧を準備しなければならぬ。

豫算表の作製 災害救援には豫算表をつくらなければならぬ。負傷者に對しては即刻救療班を派遣しなければならぬが、微々たる町村に對し人口何十萬何百萬といふ大都市が一時に押し寄せてくるのであるから、猫額大の町村に對しては速かに供給が需要を超過するにいたるであらう。私が但馬の震災地を踏査せし時目撃せしところによれば、大阪、京都、神戸より押し寄せし官公私の救療

班は仕事がなくて手を拱ぬいて居た。食物や衣服は直ぐに供給が過剩となるから、町村役場では遭難後直ちに調査を開始し、救護に要する物資及勞力の豫算表を作製しこれを救援者たる官公私の團體に送達しなければならぬ。私は災害道徳として今後豫算作製の行はるゝことを希望する。いくら難におもむくは人道であるか知らぬが、好意を濫費し若くは蹂躪する如き決して道徳上正當なることゝは思はれない。

救護團體の連絡 町村及救援團體はいつでも多いであらうが、その間に連絡なきときは所謂烏合の衆となる。私が但馬震災地を見舞たとき各種の救護團は紛然雜然たる有様で、何等の連絡も統一もなく、これを整然たる體系にまとめる組織が缺けてゐた。町村役場では卒先集中機關となりて集り來たる各種救護團體を統一しなければならぬ。農村救護事業と雖も、統一なく連絡なきものは無効である。米國で一八八四年一月一日オハイオ州に行はれし水難救助には中

中央執行委員 (central executive committee) を置き、救助を連絡統一して重複を防ぎ、五百萬圓を節約したといふ。

公安 農村に於ては公安は大問題とはならない。大都市の破壊では、四通八達交通線が一時に遮断され破壊されるから、忽ち空地に數十萬數百萬の大衆が右往左往し、周章狼狽、恐慌の極に陥り容易に混亂状態となる。かくて流言蜚語なるものも勃發するが、農村に於ては稀小なる人口が四周の大人口に壓倒される形ちとなるから、混亂も少なく流言蜚語の跋扈する餘地に乏しい。

在郷軍人とか青年團とかいふ出動して警察に協力し、公安を維持すれば、多くの場合、その目的を達するであらう。但し、その及ばざるを發見せし場合初めて軍隊の出動を乞ふべきである。

濫救の阻止 向きに引用せしオハイオ州の救援に際してはオハイオ市へ乞食の大集團がオハイオ、ケンタツキイ、インディアナなど四周の州より群集し來

り、忽ち、人間の洪水を引き起した。來るものは拒まずの主義で、勝手に飲み食ひさせたが、この光景について救助擔當者たりしジョンソン氏はいふ「通路に行列をつくりし幾百となき手足のびん／＼した墮民が喧噪して食をまつ有様は、餓鬼もかくやと思はれ、二度と見られぬ醜狀であつた。……一八八三年に遭難したときには施與を受くるを拒むものが多かつたが、その翌年にいたりこれ等の羞恥感のある人々は先頭第一に先きを争つて攻め寄せ來り、もう一度洪水があればよいナアといふ調子であつた」

救助は被救助者の勞働能力を奪ひ、出精な精神を挫くためではない。然るに罹災者を單純に救助すれば足るといふようなことでは決して完全な効果を齎らすことはできない。自由に豊富に施與をしなければならぬが施與は濫救にいたらぬ如く組織化するを要する。

註、第八問については「方面事業取扱方法」第一章「貧民の取扱」を参照して下さい。

第九問 農村保健社會事業

A 農村の保健問題

農村固有の疾患 シュミツドマン氏によれば、獨逸の都市では死亡率が五十年前に比し三分一に減少したけれども、農村では殆んど同一の高率を示してゐる。農村は健康地帯であると言はれるけれども、これは寧ろ誤解で、農村には固有の疾患がある。それに、都市の保健状態は改善せられたけれども、農村に於ては、それが甚だ遅鈍である。國民病たる肺結核では、農村の方が都市よりも死亡率が高いし、乳兒の死亡も農村の方が高率である。農村では保健設備が後れて居るばかりでなく、宣傳及教化も行きてゐない。宣傳教化機關や人物が少いために衛生思想發達するにいたらず、農村の衛生思想の水準は極めて低くなつてゐる。都市疾病の出現は都市の産業化のためで、都市では工場に

諸々の疾病や災害が発生するが如く、經濟的原因から疾病紛生するにいたる。これに對し、都市では社會衛生法規を以てこれを輕減除去するにつとめるが、都市産業化の止まざる限り、疾病の除去乃至撲滅を期することはできない。然るに、農村は所謂時世に後れて産業化するにいたらず、疾病も従つて少い筈だけれども、保健状態の改善後れ、疾病撲滅の手段をつくさないため、農村の衛生状態は概して不良である。

B 妊産婦及乳兒保護

妊産婦保護 妊産婦に關し、農村では疾患の現出をまつて、保護すべきだと主張するものがあるが、事後の救護は事前に於ける保護に優ることはできない。そこで、疾病の如何に拘らず一般に妊産婦を保護し、兒童の死亡を減少しその健康を確保しなければならぬ。

家庭保護 農村に於ける妊産婦の保護は家庭によつてなさるべきである。分

娩の前後に於ては家政は打ち棄てられ、子供は放任の状態にある。よつて、町村役場若くはその他の團體より家政婦や看護婦を派出し、家庭の整理や子供の世話をなし、その他、妊産婦に代つて家庭の雑務を處理すべきである。家政婦の派出によつて、妊産婦は家庭の雑事より免れ、後顧の憂なきにいたり、安静と休養を保つことができる。農村に於ける家庭保護は妊産婦に對する適切なる保護方法である。

妊産婦相談所 家庭保護については、婦人團體を創設し、若くは、既設婦人團體と連絡をとらなければならぬ。婦人團體は自づから家政婦を派出することもならうが、婦人會員が妊産婦の家庭訪問をなし、何くれとなく注意し、その足らざるところを補ひ、又寄附要請をもなし、資金の供給をも圖れば、妊産婦保護の途は漸次整ふにいたる。その外、滋養食をなさしめ、藥材を與へ、助産婦及産科醫師を紹介若くは派遣しなければならぬ。

農村に於ては、簡単な衛生相談にも與ることができないのであるから、妊産婦に於ても不便不尠。これに向つて、妊産婦相談所を特設し、妊産に對し、また、それに附帶する各種の相談に應じ、兼ねて適當なる助力若くは指導を與へることゝすれば其便益大なるものがあらう。産婦相談所は農村になくしてはならぬ妊産婦保護手段の一である。

家政巡回學校 家政巡回學校 (Haushaltungswanderschule) は農村を巡回し、家政婦養成、家庭經濟講習などを通じて家庭保護の豫備行動をなすことを目的とする。家政巡回學校は郡單位として郡内町村聯合で經營するか、又は府縣擔當とするかである。恐く、我國の現況に於ては、府縣社会事業として、府縣廳社会課で家政巡回學校を組織し、縣内の要所を巡回せしむることにするが宜からうと思ふ。

乳兒保護 乳兒の保護には(一)將來の母たるべき娘に對し、家政並に育兒に

關する教育(一)母親に對し兒童の取扱並に保育に關する教育及び相談、(二)私生兒並に危険なる兒童に對する看護が具備されなければならぬ。

將來の母たるべき娘に對する家政及育兒に關しては、差向き家政巡回學校の任務であり分擔である。獨逸のデュセルドルフでは家政巡回學校によつて娘の母たるべき教育を施してゐる。農村婦人會では、この種の講習會開催を斡旋し醫師、看護婦、産婆を供給し、育兒並に分娩に關する知識を普及しなければならぬ。赤十字社などを煩はし巡回講演をなさしむるなども其一方法である。

母親相談所 母親相談所では醫師や看護婦が相談に當るのであつて、或は相談所へ來て相談し、或は訪問して相談に應ずるようにする。醫師は母親の身體を診察し、健否を検査し、故障に對して差圖をなし、妊娠、分娩に關する各種の相談に應ずる。看護婦は脱衣、體重及胸圍をはかり、又鎖末なることに對しては相談に應じ差圖をなす。農村婦人會はこゝにも參與するのであつて、母親

相談所へ來り、兩親の職業や収入や育兒の疾病などについて訊き質すなど、凡て補助機能を分擔することにつとめる。チューゲンドライヒ博士によれば、百人中七〇%の生兒は相談を要するのである。

産婆 農村の乳兒保護に關連しては、産婆を利用し、その助力を求むべきである。農村に開業する産婆は妊産婦保護の一要素をなす。

私生兒保護 私生兒の保護は困難である。私生兒の死亡は公生兒の二倍若くは三倍であるが、これは出生中又その後に於て、社會の虐待を受くるからである。里子の中には私生兒が多い。里子は里親に對し調和させなくてはならぬ。一時預りの場合には、里親に調和させるようにし、養子の場合には家風に適應させるようにしなくてはならぬ。里子として適當な家庭を發見することは困難であるから、適當な家庭でなければ、更らに、かくの如き家庭を見出すことゝしなくてはならぬ。農村に於ける家庭の發見は一村恰も家庭たるが如き觀ある

ので、都會よりも蓋し容易なるものがあらう。

乳兒院 農村妊産婦保護に於ても都會の如く乳兒院がある。乳兒院については拙著「兒童保護問題」第四章、「乳兒院」を参照されたい。更らに、妊産婦保護に關しては左の同書指定個所を見られたい。

第二章 兒童の死亡率 (一一一—一八頁)

第八章 育兒院 (六七—七〇頁)

第九章 兒童保育相談所 (七一—七八頁)

第十章 兒童中央相談局 (七九—九五頁)

C 少年保護

農村少年の保護 農村の少年に對しては都市に於ける保護よりも都合の良い事情が多い。農業に於ては都會の工業に於けるが如く少年を酷使するような事情の發生がない。それ故、農村では都會に於けるが如き兒童の虐待、乃至、掠

奪が少ない。一般に農村の少年は都會に於ける少年よりも幸福なる状態にをかれてゐる。

農村托兒所 農村に於ける少年保護についての缺陷は少年の看護が困難である一事である。都會では勞働婦人に對しても特殊の保護機關ができ、親に代つて勞働中子供を保護するが、農村にはかゝる設備は未だ普及してゐない。農村少年は放任の状態にあり、家に閉ぢ込められるか、野放しになるか、勝手放題に一日を暮してゐる。それが爲め、惡風傳播し、火災を起すなど、農村少年の境遇は慙むべきものがある。かくの如き有様では、衛生上教育上寒心すべきものがあるから、何等か農村少年に對しても施設せられなければならぬが、これ即ち農村托兒所に外ならず。獨逸では戰爭中、農村少年に向つて農繁期托兒所を普及した。我國に於ても、既に農繁期托兒所は多少注意せられ、兵庫縣の如きは、一ヶ所參拾圓の補助として、九千圓を豫算に計上し、三百個所の農繁託

兒所を經營する方針であるさうである。かくの如き施設は他府縣にも繰り返へされなければならぬ。

託兒所については「兒童保護問題」第六章「託兒所」を参照されたい。

學童保護 農村に於ける學童の衛生保護に關しては、(一)入學生の衛生検査

(二)在學生の衛生検査、(三)求職者職業相談による検査、(四)衛生講演及講習

(四)校舎の検査を遂行しなければならぬ。

兒童の衛生検査にあつては、父母が検査の現場へ來て兒童の健康及その障害の如何なるかを知らしめることとする。かくすれば、父母に於て、兒童の健康に一層關心するのみならず、衛生思想を街頭へ普及する一助ともなる。兒童の身體上の障害は一方父母の衛生思想の水準を表示するものであるから、衛生思想の普及はやがて一般に兒童健康の増進となつて現はれる。學校に於て、兒童検査を勵行すれば、徴兵検査にあたり好成績を示すは一見明白である。農村

は強兵の供給所でなければならぬが、農村に於て兒童の健康が現時の如く閉却されて居ては仕方がない。農村學童衛生検査の使命の一も亦こゝにある。

農村學童預り所 兒童の要救護状態 (Fürsorgebedürftigkeit) は兩親及保護

者に於て最小限度の衛生的、教育的看護をなす能力なき状態をいふ。農村に於ける學童は兩親及保護者に於て、たとへ最少限度の衛生的、教育的看護をなすことのできる資力があるとするも、農繁期等には一家總動員による労働のため農村兒童は全く自由放任の状態にある。この缺陷に應じて、近時、我國に於ても農繁期託兒所なるものが流行する趨勢にあるが、私は茲に我國農村社會行政家及社會事業家に向つて一つの提議を試みよう。その提議とは即ち農村に學童預り所を計畫實施することである。

我國では、現今やうやく農繁託兒所だけが多少注意されだしたが、未だ學童預り所が農村に於ける不可欠の兒童保護機關たることを知らないのは、我國に

於て全體として、學童預り所なるものゝ知識が普及しない證據である。

註、學童預り所については拙著「兒童保護問題」第七章「學童預り所」(五七一―六六頁)を見て下さい。

農村に於ける學童は手傳として勞働に従事させられるから、農繁期には學校の欠席は極めて多い。滋賀縣の某村では農繁期には三分の一の學童が欠席する我國に於ける農繁期に於ける學童の欠席率は恐く驚くべき高率を示してゐるであらう。その外、學童は農繁期には打ち捨て、顧られない。かくて、要救護状態なるものが生ずるのであつて、兒童の衛生的教育的看護の必要こゝに生ずるこれに對し、私は全國農村に對し學童預り所を開放せんことを提議し懲慚する。學童預り所とは夫婦共稼で兩親不在のため、兒童の看護行きとゞかす、惡童頑童にいたる虞れあり、これを防止するため、放校後、父母に代り兒童を監督保護する機關の謂ひである。

齒科検査 獨逸の農村では齒の検査を勵行し、口腔衛生が進んでゐる。ホー

ヘンスタイン伯爵領、ノイスタート、ルユーベルンベルグ、リンデンランドなどでは、農村に於て口腔衛生が施行され、學童の齒検査が行はれてゐる。プロシヤの統計によると學童の九七%は齲齒に苦められてゐる。齲齒のため健康を損し、特に、消化器の疾患を起すあり、國民衛生上學童の口腔衛生は等閑に付することができぬ。獨逸では學童の齒の治療にあたり、父兄より一マルクの料金をとつて居るが、収入不可能なものに對しては無料としてゐる。

我國に於ても、都市では、學童の口腔衛生も既にその歩を進めた觀があるが農村では未だ普く注目さるゝにいたらず、今後必ず農村社會事業の方案の中へ齒科検査が加へられなければならぬ。

D 肺結核

肺結核の撲滅 我國の結核患者は百二十萬人と稱せられるが、結核豫防法によつて設置せらるゝ療養所は總て二十三個所である。結核豫防法によれば、療

養の途なき結核患者のため、人口五萬以上の都市に於ては療養所を設置することができることゝなつてゐる。従業を禁止され、若くは、それによつて生活不能のものには、道府縣より生活を補給することができる。我國にも結核豫防運動なるものが行はれて居り、全國に四十三の豫防協會が開設されて居るが、それ等のものは全國結核豫防聯合會に統一されてゐる。

農村結核相談所 農村に於ては早期發見、早期治療によつて治療し易き結核に對し、無智と治療機關及醫師の乏しいことゝにより放任閑却され、重患となつて救ふべからざるにいたるものが多い。結核の撲滅は醫學的の設備と豫防、乃至、治療設備と醫師とを要するが、これ等は擧げて農村に於ては缺乏してゐる。それ故、これ等の點では農村は都市よりも治療及撲滅に一層困難であると言はなくてはならぬ。

農村に於ける結核の社會保護的機關は結核相談所 (Tuberkulosefürsorgestelle)

である。結核相談所については、獨逸では最初社會保護的 (sozialerfürsorgische) なものであつたが、その後醫學的なものに傾いて居り、診察及相談の外、治療をも行ふ傾きがある。ロバアート、コツホ博士は結核撲滅策として結核相談所についての論文を發表し、瑞典よりノーベル賞金を受領した。コツホ博士の案では結核相談所を全國に配置し、相談所の網狀組織をもつくり、もつて結核撲滅を期するにある。

結核相談所の機能は次の如くである。診療の結果、必要ありと認めたるときは、訪問保護委員を患者の家庭に派出して、その住宅及生活状態を調査せしめその處置を決するため、これを救助本部としての農村役場に移牒する。町村役場では相談所の意見及調査に基き、或は居宅治療に付するか、或は隔離して病院に入れるか、或は保養のため療養院に送るかを決定する。

農村に於ける結核の一層簡單なる施設は單に醫師を指定し、若くは開業醫に

よつて取扱はれたる患者に對し、その通告をまつて、保護委員を家庭に送り、一切の調査を了せしめ、然る後、處理を決することである。この方法の價值については獨逸のノイマン氏は肯定して居るが、ローメル氏はこれを否定し、矢張り、結核相談所の必要を主張してゐる。

結核の對策 獨逸の衛生局では一五四頁にわたり對策を列擧して居るが、成人患者に對するものとしては治療所、療養所、結核病院、一般病院の結核部、患者ホーム、保護所を擧げ、兒童のものとしては諸施設の外、大人及兒童に對し林間療養所及農村殖民、林間學校などを擧げてゐる。

五 花柳病

農村の花柳病 農村と雖も花柳病の浸入を防ぐわけには行かない。徴兵検査の結果は農村に於ても花柳患者の多いことを示す。花柳病は婚姻外の不潔なる性交によつて來るもので、例外としてその他の原因が含まれるだけである。傳染

については容易に感染するものと然らざるものがあるけれども、結局、その危険については同じである。そこで、花柳病の遮斷は性の純潔を保持する諸種的手段にまたなければならぬことは明白である。

性教育 性の神聖なることの觀念、花柳病感染に關する知識の傳播普及によつて娼婦との接觸を遮斷し防衛しなければならぬ。但し、性教育は性に關する單なる知識の傳播を意味するではない。性については、單なる性的知識を傳達することは動き易く感じ易き青年男女に對し害あつても益はない。それ故、性教育者として單に生理病理の知識を傳達しうるに過ぎないところの醫師は一般の豫想に反して適當なる性教育者たることはできない。性教育には倫理的訓練意志教育、純潔貞操觀念の普及が何よりも大切である。性教育の基本は知的なものではなく、寧ろ、感情教育や意志教育である。

農村子弟の性教育は以上の趣旨に基き教師や宗教家の分擔となる。教師や宗

教家は農村青年の性格訓練と貞操觀念の喚起養成によつて農村の純潔を確保しなければならぬ。

性純潔については拙著「兒童保護問題」第十八章「性欲教育」を見ていたゞき度く、更らに、性問題一般については「現代人の戀愛思想」第九章を見ていたゞきたい。そこには純潔確保のため第一節「性的啓蒙」第二節「性教育者及方法」として一層詳細に論述してあります。更らに、青年と性問題とに關しては「現代青年運動」第七章「青年の心理及青春期」を参照して下さい。

性病相談所 農村は醫師や治療設備に乏しいから、性病に關しても特に相談所が要る。性病を傳播せしめたものは罰しなければならぬが、性病に犯されしものに對しては速かに治療の途を與へなければならぬ。農村には花柳病専門といふような醫師は缺乏してゐるであらうから、醫師について専門的な治療を受けず。怪げな治療によつて深淵に投ずる機會は頗る多い。

性病相談所に於ては、性病一般に關する相談及治療に任ずる。獨逸では、一九二一年に性病相談所へ通告せしもの一一八、九二件、相談二〇七、〇三五件一九二二年には通告一〇六、七六三件、相談二〇〇、二一二件を數へる。

花柳病の取扱方法 花柳病の社會的對策は(一)法による統制、(二)醫學的取扱、(三)個人的取扱である。個人的取扱に於ては醫學的、精神病學的、乃至、社會事業を通じて娼婦の精神的建て直しを行ひ、性格を矯め、社會への適應性を高める。

F 農村醫療設備及巡回診療班

農村の開業醫 農村へ醫師を扶植することは困難である。良醫は悉く都市へ集り、専門醫も亦都會へ群るので、第一、農村には醫師が乏しく、第二、農村には専門醫に乏しいことゝなる。農民の疾病治療は一般醫によるか、若くは、醫師の診療を斷念するか、都市に於て治療を受くるかである。

農村看護婦 農村には醫師にも乏しいが、また、看護婦にも乏しい。看護婦は醫師の補助機能たることをうるものであるから、看護婦の拂底は益々農村に於ける治療の途を杜塞することとなる。獨逸では特志看護婦なるものがあり、主業の傍ら特志を以て看護に従事する。特志看護制は西獨逸に流行つて居るが、東獨逸にも波及し、ローベンベングでは三十の看護地區なるものを設けてゐる

巡回診療班 農村には醫師も看護婦も拂底するから、巡回治療班を組織して農村を巡回せしむる外はない。平時に於ける赤十字社などの社會活動としては巡回診療班は恰好なるものである。その他、府縣社會課などに於て農村社會事業として巡回診療班を組織すべきである。臨時巡回、定期巡回、季節巡回、一般巡回、特殊巡回をなし、極力農村の疾患を輕減除去することに力むべきである。臨時に診療班をまはす外、定期巡回をなす。季節巡回とは傳染病時期に巡回するとか、風邪の盛なるべき冬期に巡回するとかといふ類である。一般巡回

には一般醫師を派し、一般的に診察治療を加へ、特殊巡回には、肺結核や花柳病などに對し、特殊診療班を組織する類である。

第十問 農村兒童社會事業

A 胎 兒

胎兒 農村へも胎兒の保護施設は進められなければならぬ。兒童の死亡は生後一ヶ月間の保護如何に集中する。兒童の健康は出産前の母親に對する生理的保護によつて左右せられる。生理的保護の行きど、いた母親より生れる子供は然らざるものよりも健全である。産婆の普及と、その向上、巡回看護婦制などは農村に於ける胎兒保護施設として欠くことのできぬものである。それに産院が特設されるれば農村に於ける胎兒は今よりも一層健全なものとなるに違ひない

B 乳兒保護

乳兒保護 乳兒保護には健康相談所、訪問委員、牛乳供給所、産院、乳兒院、特志看護婦がいるが、之れ等に付ては拙著「兒童保護問題」にゆづる。

これ等の施設を農村に於て單獨創設し、經營することは困難であらう。然る場合には二三ヶ村共同にて經營する方法をとることを勧める。感化院とか養老院とかいふものに對しては恐らく郡單位經營を便とするであらう。資源と資力とに應じ、或は町村經營、或は數ヶ村共同經營、或は郡の經營となすべく、その場合適應なる方案をたて、乳兒の保護に任すべきである。

C 學童預り所

學童預り所の起源 すでに學童預り所については説明したから、こゝには兒童保護の見地より説述するに止める。

學童預り所は一八七二年シミット、シュツルチエンベルグ教授 (Prof. Franz Gaver Schmidt-Schwarzenberg) の考案創始したものである。學童預所とは學童

に對し家庭及學校を補充する機能をもつ社會教育的施設をいふ。これは母親の勞働によつて、兒童を看護することのできない現時の趨勢に應じて現出せしもので、社會的教育的目的と使命とをもつものである。

學童預所と生理的保護 學童預所では兒童の衛生に注意する。學童預所は醫師の監督の下に置くを要し、農村では差向き學校看護婦、特志看護婦によつて衛生的保護を加ふべきであらう。學童預所には洗濯場や浴場を設けることにしたい。學童預所の監督は公設のものなれば町村役場の吏員、小學校長などがあたり、私設のものでは特志家若くは有給主事が監督する。

學科 學童預所の任務は學科復習の監督、道德上の保護であるから、放校後來所したる兒童に對し、學科の復習豫習をなさしめ、規律を守り、風儀を正し良風美俗の發達につとめなければならぬ。

性別 獨逸などでは學童預所を男女別となし、男兒學童預所と女兒預所とを

區別して居るものもある。兒童は十歳に達すれば、既に兩性の別が心理的に明かとなるから、或は性に從つて分離した方が宜いかも知れぬ。併し、農村では經費問題も生ずるであらうから、必ずしも、男女別に預所を特設する要はないと思ふ。たゞ、十歳に達せし兒童は性によつて異つて居るから、全く同一なる取扱をなすことができないことを心得てをけばよい。よつて、取扱にあつて、性別に注意を拂ふことゝすれば、男女兒をひとまとめとして、共同學童預所をつくるも差闕へないであらう。

學童預所の目的 學童預所は都市に於ては必要欠くべからざる施設であるが、農村では兒童を勞働に使用する習慣があるから、農繁期にあたり普く學童をあつむることができないかも知れぬ。併し、なるべく、兒童の勞働を奨励せずこれを教育の目的として取扱ふ主義により、農繁期の休學を遮斷減少し、かつ、これを學童預所に於ても保護しなければならぬ。この意味に於ける農村學

童預所の任務は單に放任さるゝ學童の消極的保護につきるのではなく、更らに文化向上を目的とする積極的保護を目標とするものである。

D 兒童俱樂部

兒童俱樂部 預所と關連して兒童俱樂部が現はれるであらう。預所は毎日開所するが、これを週一回といふような式で男女兒を集め、一層自由な形式によつて取扱ふときは俱樂部の形をとる。農村では、娯樂や社交に欠けて居るから、兒童に對しこの種の施設をなすことは適切でなくてはならぬ。

指導者 學童預所もさうであるが、兒童俱樂部では、學校の如く強制的意味を帯びしむることなく、兒童と指導者との間柄を全く任意的な信賴關係に依るものとしなくてはならぬ。農村社會事業では指導要素が大なる役割をなすが、兒童俱樂部では、指導者の如何によつて、その効果に差異を生ずる。音樂、手工、語學、修養等については、主として客觀的效果を求むることなく、主觀的

効果を生じ、兒童の人間性を養成する目的を達すれば足りる。

Ⅰ 孤 兒 院

農村孤兒院 農村に於て獨力孤兒院を經營することは困難なるものがあらう。院舎によつて孤兒を保護するとしても、數个村聯合による外はないであらう。又郡單位として共同孤兒院を設置することもあるであらう。農村孤兒院はその資源によつて經營の方法を定むべきである。

家庭委託 一定の委託費を計上する場合には、適當なる家庭を發見して、これに委託して處遇する。農村では孤兒院の經營は困難であるから、家庭委託によつてその目的を達すべきであるが、適當なる家庭を發見することは蓋し困難であらう。家庭の發見は方面委員の如く絶えず擔當區域を調査し、その實狀を知悉するものにあらざれば不可能である。よつて、差向き方面委員にその發見を依頼するが宜からう。

里子 孤兒を里子として成育するものがあれば、この方法によつて處理すべきであらう。但し、果して愛育するかどうか分らないから、これが適當なる監督は町村役場の分擔となるわけである。

F 校醫及學校看護婦

校醫 農村では都會よりも兒童の健康が悪い。農民の健康が都市人より悪いことは不思議のように思はれるが、農村に於ては都會に於けるが如く衛生思想の發達なく、また、衛生上の設備にも乏しい。溝が新設されたいけでもチブスやその他の傳染病が減少するが、一般に衛生設備の缺けた農村に健康の悪いことは今や周知せられなければならぬことである。

學校の醫學的検査は農村に於ける兒童の健康を増進する一の手段であり方法である。學校に於て醫學的検査が施行せられるようになってから、學童の健康は著るしき増進を見た。農村の如き兒童の健康が悪いところでは、學校の醫學

検査を手段とし方法として、その健康増進を圖らなければならぬ。

学校の醫學的検査の目的 学校に於ける醫學的検査は單に傳染病を豫防するとか、身體的障害を輕減するとかといふ消極的目的につきるのではない。校醫は兒童の健康と生活力を増大し、更らに國民的保健に貢獻する積極的目的をもつ。それ故、農村に於ける學校醫制度に對しては例によつて例の如く無用な長物で、金くらいといふ頭ではいけない。財政の貧小な町村では、社會事業は凡て金くらいといふことで敬遠されるだらうが、國民の健康と生活力を増進し富國強兵たるにいたる途に對し、金くらいといふ没分曉が跋扈するようでは困る。

學校醫と教師の分擔 醫學検査は農村では恐く一ヶ月一回といふ式で實行する外はなからうから、學校醫のみに依り、兒童の生理的障害を除去し、更らにその健康を増進することはできない。それで、月一回若くは二回の醫師による

検査の外、微細なることや、醫師の來るまでの補助機能については、教師に於て分擔しなくてはならぬ。教師は病症規定により兒童の健康に注意し、それに該當するものを發見したる場合には、速かに醫師に通知することゝする。學童の保健は校醫と教師との協力によつて達成せられる。

學校看護婦 農村の如く衛生設備の缺けたるところでは、學校看護婦亦有用なる保健機關であると考へなくてはならぬ。

農村に於ける學校看護婦は家庭に對しては實際衛生の顧問であり、學校醫の補助機能たる教師に對しては衛生上の指導者となり相談相手となる。教師は一般に衛生上醫學上の素養を缺くから、看護婦の助力をえて、初めて、兒童に對し衛生上補助機能たる役目をつくすことができる。その上、學校看護婦は疾病の早期發見の役目をつくし、些細な負傷に對する手當をなす。看護婦に於て、兒童の疾患を認めたる場合には、これを父兄に通告し、醫師をして治療せしむ

る手續をこらしめる。

學校看護婦は校醫を有效化し、一般に學童の健康を増進する不可缺なる機關である。

G 不良兒

農村と不良兒 不良兒は少年院、感化院、小舎、分舎及び家庭委托によつて處遇をなすべきであるが、少年院と感化院の本質及其分業については「兒童保護問題」第十二章「不良少年の處分」第十三章「不良兒と矯正院」を見られたく、小舎及分舎による保護の意義については「貧民政策の研究」第一編第三章「個人的救助方法」を見られたい。

農村の感化院 農村に於ける感化院は郡單位として經營すべきである。それも不可能だとすれば、府縣感化院に收容を依頼することとする。

註、不良兒處遇については「兒童保護問題」にゆづる

H 少年審判所及保護司制度

農村に於ける不良兒はこれを感化院に收容し、或はこれを少年院に收容しなければならぬが、少年院に收容するにあつては、先づ、これを少年審判に付さなければならぬ。少年審判に附帶して保護司制度がある。これ等の問題については、なるべく説明を簡略するため、「兒童保護問題」第十四章「少年裁判所及保護司制度」にゆづることとする。

第十一問 農村教化社會事業

A 教育相談

教育相談 農村では小學校長が主として學校以外の教育の相談主任であり、村民は校長について教育上の相談をなしつつある。在學中の教育相談は無論として、卒業後農村に止るべきか、都會に出づべきか、如何なる學校を選擇すべ

きか、將又、如何なる職業に就くべきか等に關しては、これ等の事柄に不案内なる農民は主として學校を利用するであらう。この種の教育相談は今後一層組織化さなければならぬ。

小學校長とても、廣く教育に關し精通することはできないから、絶えずこれ等について調査する機關がある。この外、關係方面へ交渉すれば何時でも情報を齎らすことの能きるが如き仕組としなければならぬ。それには事務所を小學校としてをいても宜いが、教育委員を村民の中より選み、委員に於て教育上の事柄を絶えず調査し、また、關係方面と連絡して、いつでも、詳細正確なる情報を集めうるが如き仕組としなければならぬ。

教育委員は單に相談をうけて、それに答へる諮問機關たるのみならず、能動的に教化、娛樂などについて農民を指導する機關たることを期すべきである。

少年職業相談 如何なる職業を選択すべかについては、農民は經濟界の事情に關く、時代の要求をも知らないから、困惑することが多いであらう。兒童の性能を知り、何に適するかを發見するは専門事項である。少年の職業相談は都市に導入せられたけれども、我國の農村には未だこの種の施設は普及しない。都市人士は農民よりも子弟の先途を決めるのに便利な地位にある。農村少年職業相談は都市に於けるものよりも一層必要なる社會的機關であると言はなければならぬ。

農民は都市の職業と言へば農村に於けるものより優れたものと考へ、子弟を都市へ送る傾きがある。よつて、職業相談については、農村に於て就職する途をひらかなければならぬ。専門的な農村職業相談機關がなければ、村の有志が分業によつて手分けして少年の職業相談にあたるべきである。たとへば、教師や宗教家は兒童の性格について判斷し、何がそれに適合するかを見、醫師は身體の特徴を檢查し、經濟界の事情に通曉するものは職業についての判斷を與へ

る等、これ等の人々によつて一層よく職業を指導することは敢て困難ではない

B 巡回學校

巡回講演 鐵道の沿線では名士や學者が通過し來往するから、その機會を利用し、簡單に各種の講演を行ふことができるが、交通不便のところでは、年に一回名士や學者を招聘するなどにも大騒ぎをしなければならぬであらう。

そこで、農村へ巡回學校を組織してまわす必要がある。これは府縣社會事業の分擔となるが、また、郡單位社會事業としても行ひうる。府縣社會課などより、成人教育、社會教育巡回講演團をつくり、臨時又は定期に巡回せしむることとする。この種の巡回學校は未だ我國に普及したとは言へない。各種の教育的施設はあるけれども、組織的な巡回學校は未だ流行の域に入つて居らぬ。

巡回家政學校 獨逸には一九一三年に農村巡回家政學校と稱するものが二百八十三開設せられてゐた。獨逸に於けるこの種の農村教化は未だ盛なりと言ふ

ことはできぬが、我國に於ては、未だ社會事業の一種として巡回家政學校の開催せられしものあるを聞かぬ。今のところ、窮民保護や經濟的保護事業は相當の進出を見たけれども、教化社會事業は漠然たるもので未だ組織化してゐない。巡回家政學校では家庭經濟や育兒の知識を授ける。獨逸に於ける實驗では、巡回家政教育により、家政の知識を高め、育兒、病患看護の知識を開發することに成功した。恐く、農村に於ける巡回家政學校は母親の健康を進め、道徳を高め、家計を整へ、家庭の福利を増進することゝならう。

巡回家政學校は府縣又は郡の加入する農村振興策の一部分をなすべきものである。

C 公民教化施設

庶民教化の夕 庶民教化として公民教育會を起すことは、教化及娛樂の機會に乏しき農村には必要なことである。こゝに庶民教化の夕を催し、文學や音樂

や娯樂を導き入れ、一般農村の知能と情操とを高めるようにする。文學や音樂については、農村に對しても藝術的價值あるものを目標としなくてはならぬ。いくら農村だからと言つて、無價値な藝術を導入しては教化の要具たることは能きぬ。また、農民に理解しうる如き簡易なもので、然かも藝術的價值あるものがあるのだから、農村庶民の夕の題材は必ず藝術的たることを期さなくてはならぬ。

文化普及講演 庶民教化の夕に講演する人々は村の教師とか宗教家とかといふ類で顔觸がいつも同じであらう。それがため、聴講者の興味をひくことができず倦怠を生ずるであらう。そこで、巡回講演の必要を生ずるが、これまで我國では農村を巡講させる仕組みが缺けてゐた。名士とか學者とかを招聘することは村の經濟が許さないであらうし、鐵道の沿線より遠ざかるところでは、到底文化普及講演として知名の人士を招聘することはできなからう。そこで、こ

の種の文化普及講演は町村聯合で行ひ、また、府縣教化社會事業として農村へ講師を送る外はない。農村では、知名の學者や名士の顔觸だけでも喜ぶ傾きがあるが、これには都市との機會均等の意味も含まれてゐよう。

D 公民圖書館及巡回文庫

農村簡易圖書館 農村に於ては簡易圖書館若くは巡回文庫を通じて農民の文化的慾求を充たし、かつ、農村の文化を國民文化に雁行せしむることをその目的となすべきであり、單に農村に娯樂を供給し、その好むところのものをみだしむる謂ひではない。

農村文化の建設、ひいて國民文化に寄與貢獻することが農村文化事業の目標でなければならぬ。従つて、農村圖書交換の目的も亦こゝに存しなければならぬ。これまで、簡易圖書館と言へば、通俗なもの、興味本位のもの、小説、映畫もの、講演、通俗講演といふ類であつたが、かくの如き平凡なる見解によつ

て農村文化を建設することはできない。それは獨樂まはしの代用になる以外何の役にもたゝぬものである。簡易圖書とは通俗圖書、凡俗圖書、興味圖書の義にあらず、農民の文化的水準に適合するが如き程度の文化一般に關する圖書の謂ひなければならぬ。在來の通俗圖書、凡俗圖書、興味圖書はこの義に従つて圖書選定及蒐集方針を根本的に改める要を認める。然らざれば、簡易圖書事業は撤廢すべしである。通俗な平凡な何の方針も主義もないような社會教育は害あつて益はない。

簡易圖書館はその性質上郡單位たることはできず、府縣經營といふわけにも行かない。併し、府縣社會教育政策の一部として、主義と方針とを定め、これを統一する必要はある。府縣に於ても、これまでのような通俗、平凡、興味本位として指導することは無論改められなければならない。それに、町村單位として社會教育を運行する結果は一縣の社會教育を支離滅裂なものとなし、その

間に何の統一もなからんとす。府縣に於て社會教育政策を樹立する必要こゝに於て起る。

農村巡回文庫 農村に於ける圖書供給は簡易圖書館と相まはつて巡回文庫制を採らなければならぬ。この兩者は相關々係のもので、一は他を缺くことができぬ。簡易圖書館なきときは、常時圖書に接觸することはできぬ。併し簡易圖書館は冊數も少く、種類にも乏しく、到底不斷の問題と興味とに應接することはできぬ。それ故、圖書の新陳代謝を要するが、この事、簡易圖書館として不可能なるは一見明瞭である。これ簡易圖書館の外、巡回文庫の必要なる所以である。

巡回文庫にありては種類も異り、絶えず新たに供給せられるから、不斷の問題と興味とに應接することができる。政治季節には農民の政治思想を養成するが如きもの、また、政治的時事問題に對するが如きものをまはし、農村社會政

策議會に現はれんか、これに對當するが如き各種の參考書をまはして農民の興味をひく。自己の福利の那邊に存するか、また、如何にしてそれを解決するかの温健中正なる考案に達せしむるには、その時その折に應じ農民の智能を啓發し文化を促進することが如き手段を動かさなくてはならぬ。單に農民に對し圖書を供給するのではなく、それをして右を向かしむることも左に轉せしむるも自由なものとして圖書を供給するのである。新聞記事はその選擇によつて讀者をして右を向かしむることも左に轉せしむることも自由で、活殺の權一に新聞にあるが、巡回文庫の管理者經營者指導者も亦圖書供給以外、その方寸その理想に基き、それを把握せしむるを餘儀なくせしむるが如く圖書の選擇及供給をなすべきである。言はゞ、巡回文庫によつて、指導者の思ふ如く農民の思想を造り上げるのである。社會教育は平凡なる俗吏のなしうべきことにあらず、抱負と理想とを有つが如き國士、理想家、超越せる行政家によつて行ふべきことではならぬ。

ある。府縣及都市の社會教育主任の任用又この方針に基き改善を加へなければならぬ。

E 公民大學

農村公民學校の目標 農村にあつても、義務教育終了だけでは、有爲な國民となることはできない。農村に公民教育の普及しないのは恰も農民をして國民として國事に參與すべき能力と資格とをもたせず、打ち捨てをくようなものである。農村公民高等教育若くは農村公民大學なるものは單に物好きに農民に高等教育を導入する義ではない。

農民とても人であるとする思想にあつては、文化が都市人士に厚く、都市人士に獨占されるような事態を看過せぬであらう。農村に當時の國民的水準に達する文化なきは、恰も農民にかぎり棹すべき權を與へないようなものである。農民をして無手で都市人士と競争させることは機會均等の原則に反する。かく

の如き思想は必ず農村公民學校の思想として現はるゝにいたるであらう。

農村公民教育の目標は農業經濟教育だの職業教育だのを目的とするのではない。獨逸では農村公民教育にも注意を拂つてゐるが、農村公民高等學校 (ländliche Volkshochschulen) はシユレウキツヒ、チュウリンゲン、フランケン、バイエルン及北部地方で開設されて居り、一九一九年にはハンス、フォン、リュブケ氏は「獨逸高等公民學校について」一九一七年ゲオルグ、コツホ氏は「獨逸高等公民學校」なる論文を夫々發表し、ランド誌には「將來の獨逸高等公民學校」なる論文が載せられて居る等、獨逸人の農村公民學校の熱心と理解とは大なるものがある。これに對し、我國民は農村を閑却し、未だ農村公民教育について關與せざるが如き觀がある。私の關與せし滋賀縣蒲生公民大學は農村公民教育を標榜して生れたが、三年間講義をつゞけ、あと一年で卒業生を出すにあたり、これを閑却して事業を中析せしめたのは遺憾極りないことである。

農村公民教育の樹立は先づその目的を明白にしてかゝらなければならぬ。農村公民教育は農業經濟だの職業だのといふ功利的なものとの關係し出入して居るのではない。それは國民を造るまであり、人間を造るものであつて、理想主義的教育方針によるものである。農民教育論者コツホ氏はいふ「農村公民高等學校は農業經濟冬期學校や職業的工業教育を目標とするのでなく理想的教育を目的とするもので、それは、人間を造るのであり農業者を造るのではない。それ故、農村の公民教育は農村の子弟に知識を普及して、一層有利なる職業を獲得せしむることではなく、農村を好み、農民の國家に貢獻する所以と、その分擔を知らしめ、農業に對する愛好の念を作興せしむるにある。農村をしてその固有の立場を了解せしめ、それが國民經濟生活に如何なる關係を有つかを知らせるばかりでなく、その主目的たるや、農村及農民が國民文化に關して如何なる意義あるものであるかを理解せしむるにある。」

農村公民大學運動は農民の間より自然の要求として生れ出でたるものを以て最も發達の見込のあるものとなすことができる。農村の文化的向上は農民自づからの自覺と欲求との産物である。農民が無自覺にして昏昏として深き眠にある間は農民は國民文化に参加することはできぬ。これによつて、農村公民大學が單に農民に高等なる學藝を普及するが如き限界の小なるものでないことが解らう。

F 青年團及處女會

農村青年團及處女會の目標 農村に於ける青年團及處女會は義務教育の延長を目標するものではない。我國に於ける青年團は一種の補習教育機關たるが如き觀がある。農村に於ける文化を都市に平行せしむることは至難であるから、青年團をもつて、學藝充足の補助とすることは都會の青年團に於けるよりも意義あることには違ひない。併し、それでは、未だ以て農村青年團の使命を追求

するとは言ひがたい。

農村青年團及處女會の目標は知識の獲得にあらずして、寧ろ徳性の涵養にある。自學自修といふことよりも精神の修養が大切である。農村青年團にあつては、知識的教育にあらずして情意教育を目標とし、更らに、それに加るに、道徳をして力あらしめ、それを全からしむる形而學的理想と宗教的信念とが在る。これが農村青年團又處女會の基調でなければならぬ。物知り過ぎる薄志弱行な青年男女を造るよりも、剛健なる意志と、高き理想をもつ國民的農村青年を造り出すことが青年團及處女會の目標でなければならぬ。

處女會の使命 女子青年會は男子青年會の使命に加ふるに、女子の地位を高め、男子と協力して農村の福利を進め、引いて、國家に貢獻することを目標とするのである。この意味に於て、女子青年會の使命は寧ろ男子青年會よりも重大なるものである。女子は未だ無力そのもので、國民文化は男子專斷のもの

なつて居り、それがため、偏重な文化構成となつてゐる。女子が文化構成に参加するにいたらない限り、文化の畸形を矯正することは不可能である。處女會の使命は青年團より寧ろ重しとして、指導者達はこれが開發向上に盡瘁しなくてはならぬ。

註、現代の青年團及處女會の使命については是非全國男女青年の拙著「現代の青年運動」を一讀せらるゝを希望し勸説します。私はこの小著に於て、歐米の青年運動と我國のものとの比較考究し、我國の青年運動の特質と缺陷とを露出しました。我國の青年男女にして國を愛し、その使命を遂行せんと思へば、先づ如何にして興國の青年たりうるかを究めねばなりません。拙著はその坐右の友たることを期して編著せられたものであります。

隣保事業意義 私は諸家の隣保事業の定義を批評しながら、左の如き定義に到達した（これについては「社會政策大系」第七卷拙著「隣保事業」の中殊に第四章一七四—一〇三頁—を参照せられたい。）

『隣保事業とは、長兄としての機會の優者が隣人の觀念により、小弟の集團地域へ入り込み、心理的・道徳的接觸を通じ、協同作用により、當時の文化的水準を目標とし、小弟の人格的發展を促し、かねて、社會全般の福利の發達を企圖するものである。』

Settlement Work 即隣保事業であるが、セトルすることは殖民すること、入り込むことである。入り込むことは機會の優者即長兄が小弟の集團地域に入り込むことである。機會の優者と言ふのは人間に優劣はないとする觀念によるもので、機會に恵まれるか否かによつて、或は長兄ともなり、或は小弟ともなるといふ義。入り込む目的はと言へば、それによつて物質的・經濟的福利を與へるよりも、「接觸」によつて文化的向上を促進するにある。隣保事業は物に關係するものでなく、心に關係するもので、精神的・道徳的接觸により人間造成にあたるものである。

隣保事業については、拙著「最近の社會事業」第十章「融和事業」を見られた

50

農村の融和事業 農村には少數同胞の地域が散在する。融和問題は社會事業のうち、近時重要なるものとして發達してゐるが、斯業關係者に於て確乎たる方針をたてえぬため、融和事業は未だ社會事業中最も成績の悪い、かつ、意義の明かならざるものとなつてゐる。融和問題とは何か、融和事業とは何か、如何なる方法により融和を進むべきか、これ等の問題については未だ實體明白ならず、如何ともなす能はざる状態にある。かくの如き現状を以て、融和を策せんとす、蓋し、木に椽りて魚を求むるの類乎。

そこで、先づ、私は意義と正體との明かなる隣保事業によつて、融和事業に當らんことを勧める。農村に於ては隣保館を造り、これによつて、兩者接觸の機會をつくり、少數同胞問題の解決を緒につくべきである。接觸の機關として私は近時「小隣保館主義」を主張しつゝあるが、堂々たる建物による隣保事業は

接觸をして如實たらしめず、具象的たるを期することができない。農村に於ては、一般同胞と少數同胞との隣接地をトして小隣保館をつくり、兩者融和の機關となすべきである。

我國に於ては未だ融和の方法一もあるなしの窮狀に拘はらず、隣保館の普及を策する熱心に缺けて居る。單に遊説の一途ではいけないから、農村當事者は先づ進んで小隣保館の設置を策し、これを農村一般に及ぼし、それを運動の形にまで進めなければならぬ。

第十二問 農村經濟社會事業

A 職業紹介

農村の職業紹介 我國に於ける農村職業紹介機關は未だ甚だ感むべき状態にある。農民の職業についての熱心と努力とは今後に屬すると言ふべきである。

農村に於ける職業紹介所はその無理想にして單に職業を紹介するといふ如き簡單なる觀念と方針とによるものであつてはならぬ。それでは農村労働者を都市へ流出せしむる別働隊たるに過ぎないであらう。經濟的に一層有利なる職業に就かしむるといふ簡單なる構想によつて農村職業紹介所を運營するのでは未だ足りない。農村職業紹介に於ては單に物質的福利のみを目標として有利なる職業を紹介するにつくるようでは國民經濟を損傷せずしてはをかない。有利なる職業に就かしむることを目標とすれば農村労働者をして屢々職業を變轉せしめ、かつ、都市に流出する機運と機會とをつくるに過ぎない。

都市には有利な職業があるけれども、農村の生活は新鮮なる空氣と豊かなる日光とに見舞はれ、靜さと潤ひのある幸福なる生活であることを吞込ませなくてはならぬ。かつ、農村職業紹介所は農村の潤ひと愛とを慕つて、都市より流出する労働者及手工業者を農村に固定させ、必要なる労働を農村に供給しなく

てはならぬ。農村の労働は年々缺乏し拂底しつゝある。殊に農村の出で、都市に出で、失敗して歸村せしが如きものに對しては、懇切に農村に止まりうるが如く盡瘁しなくてはならぬ。

農村職業紹介所の使命 農村に於ける職業紹介では、都市職業紹介所の如く單に職業を紹介することを以て能事了りとする事はできない。農村職業紹介所にあつては職業を紹介する外、労働關係の造成を目標としなくてはならぬ。都市紹介所では労働市場が出來上つて居るから、労働の需要に對して供給を圖れば宜いけれども、農村にあつては、固有の労働市場なるものがないから、先づ、これを造り出さなければならぬ。それ故、農村職業紹介所では、雇主と労働者の間に介在し、兩者に對し、教育的影響を與へなければならぬ。勿論この場合、兩者に對し公平を期すべく、その一方を偏庇するが如きことなきようにならなくてはならぬ。

B 法律相談

農村の法律相談 我國に於ては法律相談が未だ全国的にその效用を認めらるゝにいたらない。都市では既に法律相談が不完全なる程度で行はれて居るが、農村には未だ普くこれが導入さるゝ機運に達しない。

都市人士に對し法律相談があるならば、法律上の智識に乏しき農民に對してはその權益を保護するものとして、一層法律相談の必要を認めなければならぬ。農村法律相談所の効果 農民は法律上の智識に乏しきため、其權益を維持し乃至、増進することができない。これがため、思はざる損害を蒙るのみならず農民の法律智識の乏しきを利用する悪漢頻出し、農民の福利を奪ひ去る。これ農民に對し法律相談の必要なる所以である。法律上の智識の缺乏は無益なる紛争ともなり、思はざる失費と時間を浪費するにいたる。それ故、法律相談所の設けあり、これに諮問することができるようになれば、農民の紛争少くなり、

無益なる繋争も減少するにいたるであらう。獨逸のシュレーデル氏は小都市及農村に於ける法律相談を研究してゐるが、法律相談によつて老齡及寡寡保險に關し年に五百萬マルクの損害を豫防することができ、諸種の繋争に對し一様に農民の利益を擁護することができると言つてゐる。

C 副業

農村の副業 商工省には副業主任なるものがあつて、全國の副業を統制し、かつ奨勵して居るが、都市に對し、農村は副業に關しても著るしく不利の立場にあるようである。我國には授産事業といふものは目下全國に六十二團體布陣して居るが、純農村的のものは殆んどないと言つて宜い。農民は都市人士よりも収入に不利な立場にあるから、一層副業及授産に關する社會事業を要するが今のところ、農村副業問題は世の注意をひくにいたらず、その解決については前途遼遠たる觀がある。

農村社會政策としての副業 農村社會政策としても副業には一顧を拂はなければならぬ。農民の収入の僅少なるは周知のことであるが、寡少なる収入に對してはこれを補足する途をひらかなければならぬ。それ故、農民の貧困、乃至生活の不如意な事を軽減する手段としても、副業は今後一層組織的に計畫實行されなければならぬ。府縣に於ても副業主任なるものがあり、副業について一と通り考慮を拂つて居るようであるが、多く非組織的で、かつ申譯に類するが如き觀がある。これを組織化するには今一層資金を投じ、かつ、有能なる人材を以てこれに當らしめなければならぬ。

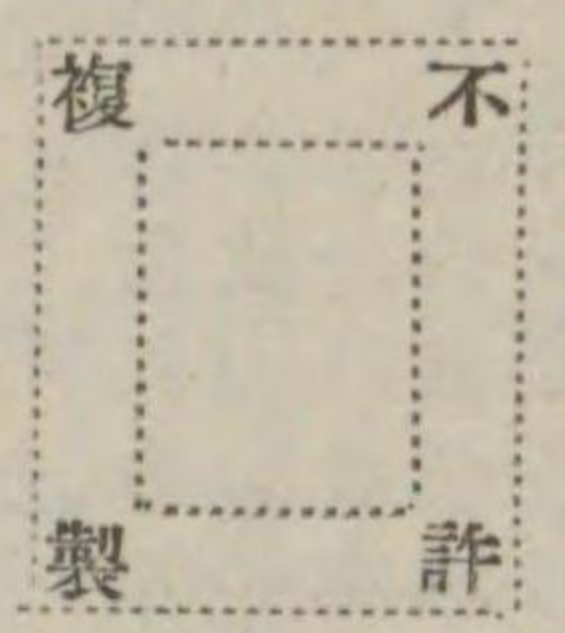
それに、収入の不足なると、かつ、季節的勞働の常として、農閑期には手を拱いて徒食せざるべからざる有様で一層農民の離村を促進する傾向がある。若し、農閑期に於ける副業の問題を解決し収入の増加を圖れば農民の離村を遮斷する一方法ともなり、農村社會政策上益するところ尠からざるべく、かたぐ

副業の解決は農村繁榮上一個重要な問題たるを失はないであらう。

なほ、農村經濟社會事業としては、金融の問題、住宅問題等解説を要するものがあるが、かくの如き有りふれた問題については他にこれが説明を求むることもできると思ふから、紙數節約上、これ等の問題については一括して省略することとする。

昭和四年三月十五日印
昭和四年三月二十日發行

農村社會事業指針 (普及版)
普及版金四拾錢
上製金六拾錢



著者 海野幸徳

發行者 須磨勘兵衛
內外出版印刷株式會社代表者
京都市下京區北小路通新町西入

印刷者 須磨勘兵衛
京都市下京區北小路通新町西入

發行所
發賣所

京都市下京區西洞院七條南
振替口座大阪三九三番
東京日本橋區本町三丁目
(振替東京二丁目)
大阪西區阿波堀通四丁目
(振替大阪三番)

內外出版印刷株式會社
寶文館

刷印社會式株刷印版出外內
入南條七院洞西市都京

海野幸徳著
新刊
社會事業要領

四六判百六十頁
定價並上製七拾錢
送料並製五拾錢
四拾錢

一、社會事業の定義
二、慈善事業
三、社會政策
四、心情社會事業
五、宗教的社會事業
六、官公社會事業
七、私的社會事業

八、公私社會事業の補充
九、社會事業の連絡及統一
一〇、社會事業の經營及方針
一一、困窮と救助方法
一二、社會事業家
一三、「社會事業概論」の比較

一、社會事業は時勢の急轉直下に伴ひ街頭に放出せられ一般國民の關心
事たるにいたれり。これに應じ、通俗、正確、安價を目標として普く
大衆諸君に見えんとするもの本書也。
一、國家及國民は民衆の福利を中心として畫策せざるべからざるにいた
り、然る社會政策は政治の中心となれり。これに應じて、福利の増進に
對し何をなすべきか如何になすべきかを國民舉つて討議せざるべから
ざるにいたり、茲に「溫健中正を目標として社會改良を策するにいたれり
研究會、國民福利増進研究會、社會改良協會の必要を感ずるにいたれり
これに對し懇談、討議、研究の相談待として現はれしものは本書也。

海野幸徳著

貧民政策の研究

菊判五〇〇頁
定價金貳圓八拾錢
送料貳拾七錢

第一編 貧民政策原理	第一章 貧民救助の方法	第二章 個人救助の方法	第三章 集團救助の方法	第四章 統一的救助方法	第五章 個別的救助方法	第六章 歐米の貧民法制	第七章 英國の貧民法制	第八章 米國の貧民法制	第九章 獨逸の貧民法制	第十章 瑞西の貧民法制
第三編 貧丁抹の貧民法制	第一章 救貧組織の構成	第二章 救貧組織の機能的分業	第三章 救貧組織の本位主義	第四章 救貧組織の統一的職分	第五章 救貧組織の個別化主義	第六章 救貧組織の個別化主義	第七章 救貧組織の個別化主義	第八章 救貧組織の個別化主義	第九章 救貧組織の個別化主義	第十章 救貧組織の個別化主義

本書は救貧法制度及一般貧民政策の先案内である。
市町村及その關係者は貧困救護法適用のために、社會事業家は斯業運用
のたに、教育及宗教家は教育及教化資料として、社會研究家は社會改
策研究のため、政治家及民衆は直接國家の福利増進のために、各一本
を備へられよ。

590
81

海野幸徳著

社會事業概論

菊判三五〇頁
洋裝美本
定價貳圓六拾錢
送料貳拾七錢

- 第一編 社會事業の本質
 - 一、社會事業の概念
 - 二、社會事業の概念論
 - 三、社會事業と社會政策
 - 四、社會事業と社會政策
 - 五、社會事業と慈善事業
 - 六、社會事業と人道及温情
 - 七、社會事業の人生觀
- 第二編 社會事業の形態
 - 一、社會事業の分類
 - 二、一般社會事業
 - 三、保健社會事業
 - 四、兒童保護事業
 - 五、教化事業
 - 六、經濟的保護事業

我國社會事業界及社會學界に於て權威あり信賴すべき社會事業教科書を得んとする事久し、然れどその研究の難澁なる未だ學的形體の透見し得ざることにより内外學者の等しく難しとして該要求に應じ能はざりし處、今回、社會事業研究を以て名聲内外に鳴る海野幸徳教授によつて初めて此の難事業の完成を見、茲に本書の出現となり斯界多年の渴望は遂に醫さるゝに至つた。本書は公刊半歳ならざるに世界的代表著作たる聲譽を得たる雄篇である。

海野幸徳著

輓近の社會事業

菊版五百頁
背皮美裝
定價金四圓五拾錢
送料金貳拾七錢

- 第一章 我國の社會事業
- 第二章 貧民の社會政策
- 第三章 宗教の社會政策
- 第四章 社會事業の分權主義
- 第五章 社會事業家の教育
- 第六章 社會事業補助金の是非
- 第七章 社會事業市場政策
- 第八章 市場政策
- 第九章 方面委員制度
- 第十章 融和事業
- 第十一章 勞働宿泊所の經營
- 第十二章 公設質局の運用
- 第十三章 公設浴場
- 第十四章 免囚保護政策
- 第十五章 優生學的社會政策

我國社會事業學の權威者としての海野教授は我國に社會事業文籍の缺乏を憂ひ、これを完成するため、心血を瀧ぐ決心を固め、陸續社會事業文籍を出版することゝなつたが、其先鋒として現はれたものが本書である。本書は現今隆盛を極めつゝある社會事業の各部門を取扱ひ、かつ、これに明快親切なる解釋と批判とを施したもので恰も斯學文獻の缺乏せる今日、暗夜に燈火を得たるが如きものである。官公私の社會事業家は勿論、社會政策家、行政家、教育家及社會改良に志ある人志必讀の著作たるべし。

海野幸徳著

方面事業取扱方法

四六判百十頁
定價 製六拾錢
並製四拾錢
送料金 四錢

- 一、貧民の取扱
- 二、病者の取扱
- 三、老衰者の取扱
- 四、兒童の取扱
- 五、失業者の取扱

- 六、浮浪人の取扱
- 七、矯風問題の取扱
- 八、教化問題の取扱
- 九、融和問題の取扱
- 十、災害事業の取扱

救貧法制定前後の豫備行動として、乃至、本邦方面委員制度整齊期に對し應分の貢獻として、さきに、著者は「方面委員制度指針」を公刊し重版相次ぎ、滋賀縣、岐阜縣、三重縣、静岡縣、東京市、長野縣、山梨縣、栃木縣、新潟市、富山縣、石川縣、大阪府、兵庫縣、京都府、高知縣、愛媛縣、山口縣、福岡縣、佐賀縣、鹿児島縣、臺灣諸洲に普及し、目下方面委員全數一萬二千人の約半數に對し座右の友たるに至つた。「方面事業取扱方法」は方面委員諸氏の實際的活動にあたり、現はれ来るべき各種社會事件の取扱方法を解説し、實際活動に對し道案内たることを期するものである。

海野幸徳著

方面委員制度指針

四六版百二十頁
上製 七拾錢
並製 五拾錢
送料金 四錢

今や我國に於ては貧民制度確立の時期に進入し、方面委員制度振興の機運となり、これが改修を要することゝなつた。これがため、昨今、方面事業合理化運動と連絡提携に關する運動が行はるゝに至つた。然るに我國に於て、一つも専門家の筆になる信賴すべき「方面教科書」といふものがない。

本書はこの缺を補ひ、社會事業界及方面事業界の切實なる要求に應じて提供せられたるものである。敢て、全國方面委員及社會事業家諸氏の一本を座右に備へ愛用せらるゝを薦む。

海野幸徳著

児童保護問題

四六版二百五十頁
バビリン美装
定価金壹圓拾錢
送料金拾八錢

近時、頻りに論議に上る児童保護の諸問題を取扱つたもので、児童興味を中心時代に缺乏せるこの種文籍として供給せられたものである。家庭、學校及び社會改良界無二の好参考書たるべし。

- (一) 児童保護
- (二) 児童の死亡率
- (三) 児童の愛護
- (四) 乳兒院
- (五) 牛乳の公營
- (六) 託兒所
- (七) 學童預り所
- (八) 育兒院
- (九) 児童保育相談所
- (一〇) 児童中央相談局
- (一一) 林間學校
- (一二) 不良兒の處分
- (一三) 不良兒と矯正院
- (一四) 少年裁判所及保護司制度
- (一五) 白痴及低能者の勞働殖民事業
- (一六) 児童不就學の原因
- (一七) 児童と活動寫真
- (一八) 児童と性教育
- (一九) 児童と生活改善。

海野幸徳著

學校と活動寫真

四六版二百四十頁
バビリン美装
定価金壹圓貳拾錢
送料金拾八錢

第一章 活動寫真と學童

第二章 活動寫真の教授法としての價值

第三章 娛樂の本質と社會化

第四章 活動寫真教授及方法

第五章 學校用映畫

▼學校に活動寫真教授を導入し、教授法の根本的改革、教科書の撤廢學校構造の變改等教育上の革命を齎すべき諸問題を論議す……。

590
81

590
81

海野幸徳著

現代の青年運動

四六版二百六十頁
バビリン美装
定價金壹圓五拾錢
送料金拾八錢

- 第一章 晩近の青年運動
- 第二章 歐米青年事業の眞髓
- 第三章 歐米青年運動の特徴
- 第四章 我國青年事業の眞髓

- 第五章 青年事業の主義及理想
- 第六章 青年事業の集權と分權
- 第七章 青年の心理及青春期

▲青年愛に燃える著者は歐米の青年運動と我國のそれとを比較詳論し我國青年運動の本質及改善に對し多大の光明を投げ以て全國青年諸君に訴へその奮起を促せるもの。

海野幸徳著

現代人の戀愛思想

四六版四百頁
バビリン美装
定價貳圓五拾錢
送料拾九錢

- 第一章 現代人の亂行
- 第二章 現代人の性慾及戀愛觀
- 第三章 エレン・カイ女史の自由戀愛觀
- 第四章 戀愛と結婚との一致の要求
- 第五章 一夫一婦の倫理

- 第六章 兒童の基本的權利
- 第七章 戀愛至上の原理と批判
- 第八章 青年と道德及宗教
- 第九章 性慾教育

近時、頻出する性的錯倒は現代人の性意識の分析により初めて其真相を明にす。本書は大野、有島、武者小路事件を分解批判し歐米の現代戀愛思想を組織的に討究し、現代人生活の基調をなす性意識を如實に深刻に縦横披開闡明す。著者は學問の利刀と道德家の態度とを以て組織的に現代人の戀愛思想を研究し、我國最初の戀愛學として本書を性病理に悩める現代に寄與す。近時、世人を驚異せしめし著名人士の性的錯倒の真相も茲に至り初めて明也。

590
81

目 的

社會事業の學理研究及び學理を基礎として本邦各種社會改良事業を技術化するを目的とす。

取扱事項

- 一、官公私社會事業の立案計畫及調査
 - 二、工場及會社商店福利増進事業の立案計畫及調査
 - 三、労働者及商店員會社員の教育及監督等人事に關する事項
 - 四、官公團體、工場會社及商店等前上の事務に關する顧問及囑託に應ず
 - 五、講義(社會事業、社會問題、福利増進等)
- △我國に於ても社會事業組織運動を起す要あり、社會事業の講演に對しては特に御依頼に應じますから御相談を願ひます▽

取扱規定

前上事項の御依頼に應じ、各件につき御相談いたします、隨時御申越を願ひます。

京都花園妙心寺大法院

海野社會事業研究所

590
81

590
81



